



【施設・通所・居住系サービス編】

指定障害福祉サービス事業所等に対する集団指導

③報酬等に関すること

平成27年3月24日
岡山県保健福祉部障害福祉課



報酬告示とその留意事項

○サービス提供時の報酬の算定

- 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスを提供した際の報酬の額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)平成25年3月29日厚生労働省告示第245号改正」別表の介護給付費等単位数表により算定する単位数に「厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成18年厚生労働省告示第539号)」を乗じて得た額となる。
- 具体的には、単位数に10円を乗じて得た額(基準該当居宅介護、基準該当重度訪問介護、基準該当同行援護、基準該当行動援護については8.5円を乗じて得た額)にサービス提供事業所が所在する地域区分に応じた割合を乗じて得た額、療養介護については、単位数に10円を乗じて得た額となる。
- 地域区分については、平成26年4月1日時点で、岡山市が「17級地」、それ以外は「その他」となる。(岡山市は、平成27年度は「6級地」となるが、この間の下記の一単位の単価は変わらない。)

「17級地」の単価(厚生労働大臣が定める一単位の単価)

共同生活援助:1000分の1024

施設入所支援:1000分の1020

就労継続支援A型・B型:1000分の1017

上記以外:1000分の1018 ※療養介護は1000分の1000

※「その他」はすべて1000分の1000

○加算の算定期

- 届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。)については、利用者や指定特定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとなる。

※平成19年10月からインターネット請求に変わったことに伴い、県においては、各事業所の加算情報を国保連合会へ報告することとなっており、県の事業者台帳と事業者の請求情報、市町村の受給者台帳の整合が行われるので、届出については厳重に行うようお願いしたい。

- 前年度の実績を都道府県知事に届け出ることによって算定することができる加算等については、届出に係る加算等(単位数の増加を伴うもの)であっても、例外として、
 - 前年度の実績を届け出ることが条件となっている加算等であり、
 - 当該加算等を4月より新たに算定することについて、利用者等に十分な説明を行い、周知が図られている場合については、4月中に届け出れば4月請求分より当該加算等を算定して差し支えない。

○事後調査等で届出時点において要件に合致していないことが判明した場合の取扱い

- 事後調査等により、届出時点において要件に合致していないことが判明し、所要の指導の上、なお改善が見られない場合は、当該届出は無効となるものであること。この場合、当該届出に関してそれまで受領していた介護給付費又は訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)は不当利得になるので返還措置を講ずることは当然であるが、不正・不当な届出をした指定障害福祉サービス事業者等に対しては、厳正な指導を行い、不正・不当な届出が繰り返し行われるなど悪質な場合には、指定の取消しをもって対処することになる。
- また、改善が見られた場合においても、要件に合致するに至るまでは、当該加算等は算定しないことはもちろん、要件に合致していないことが判明した時点までに当該加算等が算定されていた場合は、不当利得になるので返還措置を講ずることとなる。

※請求における計算ミス等単純なものについては、過誤請求の手続となるため、あらかじめ市町村へ過誤申立ての連絡をした上で手続を行うこと。

○加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

- 指定障害福祉サービス事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届け出ること。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日(居宅介護サービス費、重度訪問介護サービス費、同行援護サービス費、行動援護サービス費における特定事業所加算については事実が発生した日の属する月の翌月の初日)から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において届出を行わず、当該加算について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処することとなる。

○利用者に対する利用料の過払い分の返還

- 不当利得分を市町村へ返還することとなった指定障害福祉サービス事業所等においては、市町村への返還と同時に、返還の対象となった介護給付費等に係る利用者が支払った利用料の過払い分を、それぞれの利用者に返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に当たっては利用者から受領書を受け取り、当該指定障害福祉サービス事業所等において保存しておくこと。

○算定上における端数処理について

■ 単位数算定の際の端数処理

単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る)を行う度に、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行う。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算となる。

※サービスコードについては、加算等を加えて一体型の合成コードとして作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数(整数値)である。

(例) 居宅介護（身体介護30分未満で255単位） *H26単価

- 3級ヘルパーの場合 所定単位数の70%

$$255 \times 0.70 = 178.5 \rightarrow 179\text{単位}$$

- 3級ヘルパーで夜間又は早朝の場合

$$179 \times 1.25 = 223.75 \rightarrow 224\text{単位}$$

※ $255 \times 0.70 \times 1.25 = 223.125$ として四捨五入するのではない。

■ 金額換算の際の端数処理

算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満(小数点以下)の端数については、「切り捨て」とする。

(例) 前記の事例で、このサービスを月に5回提供した場合(地域区分は12級地)

- $224\text{単位} \times 5\text{回} = 1,120\text{単位}$

- $1,120\text{単位} \times 10.18\text{円/単位} = 11,401.6\text{円} \rightarrow 11,401\text{円}$

○障害福祉サービス種類相互の算定関係について

- 介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定できないものであること。例えば、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「日中活動サービス」という。）を受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、本来、居宅介護の家事援助として行う場合は、本人の安否確認、健康チェック等も併せて行うべきであることから、居宅介護（家事援助が中心の場合）の所定単位数は算定できない。一方、日中活動サービスを受けていない時間帯においては居宅介護の所定単位数を算定することができる。
- また、日中活動サービスの報酬については、1日当たりの支援に係る費用を包括的に評価していることから、日中活動サービスの報酬を算定した場合（指定宿泊型自立訓練（指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）を算定した場合を除く。）には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない。

○日中活動サービスのサービス提供時間について

- 日中活動サービスの報酬の算定に当たって、当該日中活動サービスに係るサービス提供時間の下限が設定されているものではないが、日中活動サービスは、個々の利用者について、適切なアセスメントを行うことを通じて、当該利用者ごとの個別支援計画を作成しなければならないこととされていることから、当該個別支援計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保される必要があること。
- また、指定障害福祉サービス事業所等においては、標準的なサービス提供時間をあらかじめ運営規程において定めておく必要があるとともに、サービスの提供開始に当たって、利用者に対し、事前に十分説明を行う必要があること。⁷

○加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数について

- 報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の平均を用いる(ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による)。この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数で除して得た数とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。
- 療養介護、短期入所、施設入所支援、宿泊型自立訓練又は共同生活援助に係る平均利用者数の算定に当たっては、入所等した日を含み、退所等した日は含まないものとする。

○人員配置基準等の見直しについて

- 障害福祉サービス事業では、事業種別によっては、前年度の利用者の平均値によって、人員配置基準が決定される仕組みとなっており、毎年度4月1日を基準日として見直しを行なうこととされているので、各事業者においては、届出を行うこと。

※前年度の利用者数の平均値の求め方

当該年度の前年度の延べ利用者数／開所日数（小数点第2位以下切り上げ）

算出例

対象期間：平成26年4月～平成27年3月

延べ利用者数(A)	開所日数(B)	利用者の平均値(A)/(B)
4,125	269	15.4

届出を忘れないようにすること！

○新設・増改築等の場合の利用者数について①

- 新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した事業者又は施設において、新設又は増床分に関し、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の利用者数は、新設又は増改築等の時点から6月末満の間は、便宜上、定員の90%を利用者数とし、新設又は増改築の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を6月間の開所日数で除して得た数とし、新設又は増改築の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を1年間の開所日数で除して得た数とする。

○ 新設の場合

新設 6か月 1年(A) ~次回4／1基準見直しまで

定員の90% (期間①)	期間①の全利用者の延べ数を 期間①の開所日数で除する。	期間②の全利用者の延べ数を 期間②の開所日数で除する。
--------------	--------------------------------	--------------------------------

期間②

○ 増改築の場合

a年 a年6か月 a+1年 ~次回4／1基準見直しまで

変更前定員 + (増床分の 数の90%) (期間①) ※	期間①の全利用者の延べ数を 期間①の開所日数で除する。	期間②の全利用者の延べ数を 期間②の開所日数で除する。
---------------------------------	--------------------------------	--------------------------------

期間②

※ 小数の増床が繰り返された場合は、増床前の1年間(増床前の元の利用定数の期間が1年に満たない場合はその期間)の利用者の平均値(以下「実績値」という。)が変更前定員 + (増床分の数の90%)を超えるときは実績値を利用者数とする。(県取扱)

○新設・増改築等の場合の利用者数について②

- 定員を減少する場合には、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後の延べ利用者数を当該3月間の開所日数で除して得た数とする。

a年

a年3か月

a+1年

～次回4／1基準見直しまで

減少後の定員数を利用者数とする。
(県取扱) ※

実績が3月以上あれば、減少後の延べ利用者数を当該3月間の開所日数で除して得た数とする。

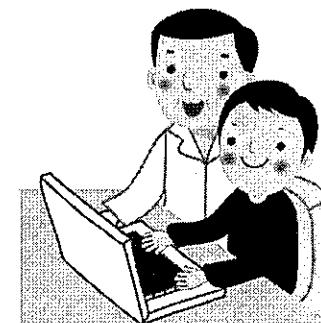
期間③の全利用者の延べ数を期間③の開所日数で除する。

期間③

※利用者数の推定は適切な方法により行うこととなるが、厚労省からは示されていないところであるので、便宜上、岡山県では上記のとおり取扱うこととする。

○定員規模別単価の取扱いについて

- ① 療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型については、運営規程に定める利用定員の規模に応じた報酬を算定する。
- ② ①にかかわらず、多機能型事業所(③の適用を受けるものを除く。)又は複数の昼間実施サービス(指定障害者支援施設基準第2条第16号に規定する「昼間実施サービス」をいう。以下同じ。)を実施する指定障害者支援施設等(以下「多機能型事業所等」という。)については、当該多機能型事業所等として実施する複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するものとする。
- ③ 多機能型事業所等のうち指定障害福祉サービス基準第215条第1項に規定する多機能型による指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所(以下「多機能型指定児童発達支援事業所等」という。)の事業を行うものであって、同項に規定する従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所においては、当該多機能型事業所について多機能型指定児童発達支援事業所等に係る利用定員と当該多機能型指定児童発達支援事業に係る利用定員を除く多機能型事業所の利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬を算定するものとする。



○定員超過に該当する場合の所定単位数の算定

■ 対象となる障害福祉サービス

療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

■ 算定される単位数

所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではないことに留意すること。

■ 指定障害福祉サービス事業所等の利用定員を上回る利用者を利用させているいわゆる定員超過利用について、原則、次の範囲の定員超過利用については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とする一方、これを超える定員超過利用については、報酬告示及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合（平成18年厚生労働省告示第550号。以下「第550号告示」という。）の規定に基づき、介護給付費等の減額を行うこととしているところであるが、これは適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、当該範囲を超える過剰な定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。

○過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

- 直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について利用者全員につき減算を行うものとする。

(例) 利用定員30人、1月の開所日数が22日の施設の場合

$$30\text{人} \times 22\text{日} \times 3\text{月} = 1,980\text{人}$$

$$1,980\text{人} \times 1.25 = 2,475\text{人} \text{ (受入れ可能延べ利用者数)}$$

※3月間の総延べ利用者数が2,475人を超える場合に減算となる。

- ◆ ただし、定員11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算を行うものとする。(多機能型事業所の場合には適用されない。)

○多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い

- 多機能型事業所等における1日当たりの利用実績による定員超過利用減算及び過去3月間の利用実績による定員超過利用減算については、当該多機能型事業所等が行う複数のサービス又は昼間実施サービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出するものとする。

(例) 利用定員40人の多機能型事業所（生活介護の利用定員20人、自立訓練（生活訓練）の利用定員10人、就労継続支援B型の利用定員10人）の場合の1日当たりの利用実績による定員超過利用減算

- 生活介護 → $20\text{人} \times 150\% = 30\text{人}$ (10人まで受入可能)

- 自立訓練（生活訓練） → $10\text{人} \times 150\% = 15\text{人}$ (5人まで受入可能)

- 就労継続支援B型 → $10\text{人} \times 150\% = 15\text{人}$ (5人まで受入可能)

○療養介護、短期入所、宿泊型自立訓練及び施設入所支援における定員超過利用減算の具体的取扱い

■ 1日当たりの利用実績による定員超過利用減算の取扱い

ア 利用定員50人以下の指定障害福祉サービス事業所等の場合

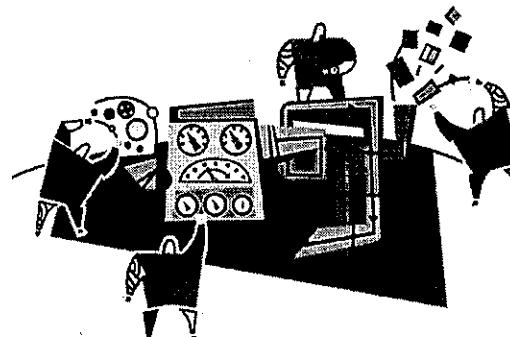
1日の利用者の数が、利用定員に100分の110を乗じて得た数を超える場合に、当該1日について利用者全員につき減算を行うものとする。

イ 利用定員51人以上の指定障害福祉サービス事業所等の場合

1日の利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に100分の105を乗じて得た数に、55を加えて得た数を超える場合に、当該1日について利用者全員につき減算を行うものとする。

■ 過去3月間の利用実績による定員超過利用減算の取扱い

直近の過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の105を乗じて得た数を超える場合に、当該1月間について利用者全員につき減算を行うものとする。



○利用者数の算定に当たっての留意事項

■ 利用者の数の算定に当たっては、次の(1)から(3)までに該当する利用者を除くことができるものとする。

また、計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点以下を切り上げる。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項若しくは第2項、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4若しくは第16条第1項第2号又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6の規定により市町村が行った措置に係る利用者を受け入れる場合
- (2) 「地域生活への移行が困難になった障害者及び離職した障害者の入所施設等への受入について」(平成18年4月3日付け障障発第0403004号)により定員の枠外として取り扱われる入所者
- (3) 災害等やむを得ない理由により定員の枠外として取り扱われる入所者

※都道府県知事は減算の対象となる定員超過利用が行われている指定障害福祉サービス事業所等に対しては、その解消を行うよう指導することになる。当該指導に従わず、当該定員超過利用が継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

※なお、指定障害福祉サービス事業所等は、減算の対象とはならない定員超過利用する場合であっても、利用者処遇等について十分配慮すること。

○人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について①

■ 対象となる障害福祉サービス

療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助

■ 算定される単位数

所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではないことに留意すること。

■ 人員欠如減算の具体的取扱い

(従業者の員数)

①1割を超えて減少した場合

……その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、人員欠如に該当するサービス提供単位の利用者の全員。以下、②、③、④同様)について減算される。

②1割の範囲内で減少した場合

……その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)。

(従業者の員数以外)

③常勤又は専従など、従業者の員数以外の要件を満たしていない場合

……その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)。

④多機能型事業所等で、サービス管理責任者の員数等を満たしていない場合

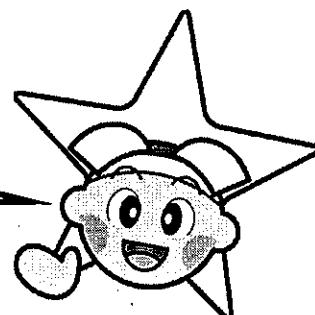
(複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者の数の合計数に基づく)

……当該複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者全員について減算される。

○人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について②

- 人員基準については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する人員基準を満たさない場合にはじめて人員欠如となるものであり、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する人員基準に対応する所定単位数を基にして減算を行うものであること。
- 届け出ていた従業者の人員配置を満たせなくなった場合には、指定障害福祉サービス事業所等は該当することとなった人員配置を速やかに都道府県知事に届け出なければならない。
- 都道府県知事は、著しい人員欠如が継続する場合には、従業者の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

人員欠如は県への届出が必要！
(夜勤職員欠如も同様)



○夜勤職員欠如に該当する場合の所定単位数の算定について

■ 対象となる障害福祉サービス

施設入所支援

■ 算定される単位数

所定単位数の100分の95とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の95となるものではないことに留意すること。

■ 夜勤職員欠如減算の具体的取扱い

夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準の規定に満たない場合の減算については、ある月(暦月)において次のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者の全員(複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、当該サービス提供単位の利用者の全員)について、所定単位数が減算されることとする。

①夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として、指定障害者支援施設等ごとに設定するものとする。)において夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準に定める員数に満たない事態が2日以上連續して発生した場合

②夜勤時間帯において夜勤を行う生活支援員の員数が指定障害者支援施設基準に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合

■ 減算を行うに当たっては、届け出ていた従業者の人員配置を満たせなくなった場合には、指定障害福祉サービス事業所等は該当することとなった人員配置を速やかに都道府県知事に届け出なければならない。

■ 都道府県知事は、夜勤を行う生活支援員の不足状態が続く場合には、夜勤を行う生活支援員の確保を指導し、当該指導に従わない場合には、指定の取消しを検討するものとする。 18

○個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について

- 対象となる障害福祉サービス
療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助
- 算定される単位数
所定単位数の100分の95とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の95となるものではないことに留意すること。
- 個別支援計画未作成減算については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき、個別支援計画の作成が適切に行われていない場合に、報酬告示の規定に基づき、介護給付費等を減額することとしているところであるが、これは個別支援計画に基づく適正なサービスの提供を確保するためのものであり、指定障害福祉サービス事業者等は、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の個別支援計画に係る規定を遵守しなければならないものとする。
- 個別支援計画未作成等減算の具体的取扱い
具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算するものであること。
 - ① サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと。
 - ② 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。
- 都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

○平均利用期間が標準利用期間を超える指定障害福祉サービス事業所等における所定単位数の算定について①

■ 対象となる障害福祉サービス

自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)、就労移行支援

■ 算定される単位数

所定単位数の100分の95とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の95となるものではないことに留意する。

■ 標準利用期間超過減算については、指定障害福祉サービス事業所等ごとの利用者の平均利用期間が標準利用期間に6月を加えた期間を超える場合に、報酬告示の規定に基づき、訓練等給付を減額することとしているところであるが、これはサービスが効果的かつ効率的に行われるよう、標準利用期間を設定したことについて実効性をもたせるものである。このため、平均利用期間が標準利用期間を超過することのみをもって、直ちに指定の取消しの対象となるものではないが、都道府県知事は、こうした趣旨を踏まえ、適切な指導を行うことになる。

■ 標準利用期間超過減算の具体的取扱い

① 指定障害福祉サービス事業所等が提供する各サービスの利用者(サービスの利用開始から1年を超過していない者を除く。)ごとの利用期間の平均値が標準利用期間に6月間を加えて得た期間を超えている1月間について、指定障害福祉サービス事業所等における当該サービスの利用者全員につき、減算するものとする。

なお、「標準利用期間に6月間を加えて得た期間」とは具体的に次のとおりであること。

ア 自立訓練(機能訓練) 24月間 イ 自立訓練(生活訓練) 30月間

ウ 就労移行支援 30月間(障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。

以下「規則」という。)第6条の8ただし書きの規定の適用を受ける場合にあっては、42月間又は66月間とする。)

○平均利用期間が標準利用期間を超える指定障害福祉サービス事業所等における所定単位数の算定について②

② 利用者ごとの利用期間については、次のとおり算定するものとする。

ア 当該利用者のサービス利用開始日から各月の末日までの間の月数を算出するものとする。この場合において、サービス利用開始日が月の初日の場合にあってはサービス利用開始日の属する月を含み、月の2日目以降の場合にあっては当該月を含まず、翌月以降から起算するものとする。

- イ 規則第6条の6第1号括弧書きの規定により、標準利用期間が36月間とされる自立訓練（機能訓練）の利用者については、アにより算定した期間を1.75で除して得た期間とする。
- ウ 規則第6条の6第2号括弧書きの規定により、標準利用期間が36月間とされる自立訓練（生活訓練）の利用者については、アにより算定した期間を1.4で除して得た期間とする。

○複数の減算事由に該当する場合の取扱い

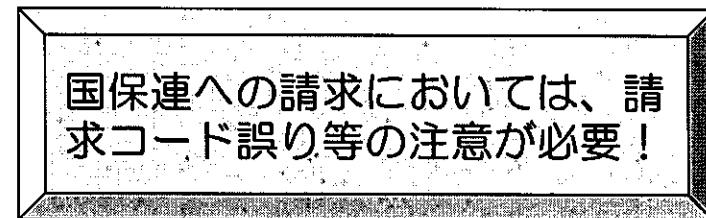
■ 複数の減算事由に該当する場合の報酬の算定については、原則として、それぞれの減算割合を乗することとなるが、定員超過利用と人員欠如の双方の事由に該当する場合については、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行うこと（所定単位数の100分の70×100分の70=所定単位数の100分の49の報酬を算定するものではないこと）。

なお、都道府県知事は、複数の減算事由に該当する場合には、重点的な指導を行うことなっており、当該指導に従わない場合には、指定の取消しを検討しなければならない。

○多機能型事業所等における一部加算の取扱い

- 一部の加算については、本体報酬の定員区分と加算算定の定員区分が異なるものがあるので留意すること。

- 事業単位の定員により報酬を算定する加算
 - ◆人員配置体制加算(生活介護)
 - ◆夜勤職員配置体制加算(施設入所支援)
 - ◆重度者支援体制加算(就労継続支援A型・B型)
 - ◆目標工賃達成指導員配置加算(就労継続支援B型)



※本体報酬については、多機能型や複数の単位で事業を実施している場合、全ての事業単位の定員を合算した定員により算定。

(例) 就労継続支援B型（定員20名）と生活介護（定員10名）の多機能型事業所において、就労継続支援B型で目標工賃達成指導員配置加算を請求する場合

○本体報酬

定員20+10=30人で、定員区分21人以上40人以下の区分を適用。

○目標工賃達成指導員配置加算

B型定員20人で算定するため、当該加算については20人以下の区分を適用。

○工賃実績報告について

■ 工賃実績報告

各対象事業所は、毎年4月に岡山県及び岡山市、倉敷市、新見市に対して前年度の工賃(賃金)実績を報告。報告に際しては、下記の内容に留意すること。

(1) 工賃(賃金)の範囲

工賃、賃金、給与、手当、賞与その他の名称を問わず、事業者が利用者に支払う全てのものをいう。

(2) 工賃(賃金)実績の報告内容

前年度の工賃(賃金)実績の平均額(時給・日給・月給から選択)

なお、時給及び日給で報告のあった事業所については、国への報告が月給であるため、各月の各日毎または各日の各時間毎の工賃(賃金)支払対象延べ人数や開所日数及び時間等も併せて報告。

(3) 事業所毎の平均工賃(賃金)の算定方法(事業所から各都道府県への報告)

本算定結果は、事業者情報として幅広く公表される(ホームページ、WAMNET等)ものであることから、利用者の利用状況にばらつきがある場合など、事業所の利用実態を考慮し、下記の算定方法から選択して報告すること。

① 平均工賃(賃金)月額を算定して報告する場合

ア 報告対象年度各月の工賃(賃金)支払対象者の総数を算出

(例:50人定員で、工賃支払い対象者が、4月45人、5月50人、6月48人、7月50人、8月50人、9月50人、10月49人、11月50人、12月45人、1月47人、2月50人、3月50人の場合は $45+50+48+50+50+49+50+45+47+50+50 = 584$ 人となる。)

イ 報告対象年度に支払った工賃(賃金)総額を算出

ウ イ÷アにより1人あたり平均月額工賃(賃金)額を算出

② 平均工賃(賃金)日額を算定して報告する場合

ア 各月の各日毎の工賃(賃金)支払対象者の延べ人数を各月毎に算出

イ 上記により算出した全ての月の延べ人数を合計

ウ 対象年度に支払った工賃(賃金)総額を算出

エ ウ÷イにより1人あたり平均工賃(賃金)日額を算出

③ 平均工賃(賃金)時間額を算定して報告する場合

ア 各日の各時間毎の工賃(賃金)支払対象者の延べ人数を各日毎に算出

イ 上記により算出した全ての日の延べ人数を合計

ウ 対象年度に支払った工賃(賃金)総額を算出

エ ウ÷イにより1人あたり平均工賃(賃金)時間額を算出

(4) 月の途中において、利用開始又は終了した者の当該月の工賃は、工賃実績から除外する。

「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型・B型)における留意事項について」
(平成19年4月2日障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)最終改正平成24年3月30日障障発第0330第6号

○指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援に係る基本報酬の算定について（1）

■ 対象となる障害福祉サービス

就労移行支援(在宅において利用する場合の支援を除く)、就労継続支援A型又は就労継続支援B型

■ 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援については次のとおり。

(1)施設外支援

企業内等で行われる企業実習等への支援

(2)施設外就労

利用者と職員がユニットを組み、企業から請け負った作業を当該企業内で行う支援

(3)在宅において利用する場合の支援

○指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援に係る基本報酬の算定について（2）

■ 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援にかかる所定単位数の算定について

（1）施設外支援

① 施設外支援については、次のアからエまでの要件をいずれも満たす場合に限り、1年間（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる1年間とする。）に180日間を限度として算定する。なお、この場合の「180日間」とは、利用者が実際に利用した日数の合計数となることに留意すること。

- ア 施設外支援の内容が、当該指定障害福祉サービス事業所等の運営規程に位置付けられていること。
- イ 施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置付けられ、1週間ごとに当該個別支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、当該支援により、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行が認められること。
- ウ 利用者又は実習受入事業者等から、当該施設外支援の提供期間中の利用者の状況について聞き取ることにより、日報が作成されていること。
- エ 施設外支援の提供期間中における緊急時の対応ができること。

○指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援に係る基本報酬の算定について（3）

■ 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援にかかる所定単位数の算定について

（1）施設外支援

② 障害者試行雇用(トライアル雇用)及び精神障害者ステップアップ雇用との関係について

障害者試行雇用(トライアル雇用)及び精神障害者ステップアップ雇用については、下記の要件を満たす場合、施設外支援の対象となること。

ア 障害者試行雇用(トライアル雇用)

a 上記ア、ウ、エの要件をみたすこと。

b 施設外のサービス提供を含めた個別支援計画を3ヶ月毎に作成(施設外サービス提供時は1週間毎)し、かつ見直しを行うことで、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行に資すると認められること。

イ 精神障害者ステップアップ雇用

a 上記「ア 障害者試行雇用(トライアル雇用)」の要件を全て満たすこと。

b 施設外の活動時間が週20時間を下回る場合、通常の施設利用を行うことにより、週20時間以上とすること。

③ 施設外支援の特例について

施設外支援については、そのサービス提供期間の上限を年間180日と定めたところであるが、一定の要件を満たす場合、当該期間を超えて提供することが可能であること。

※要件については、通知を参照のこと。

○指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援に係る基本報酬の算定について（4）

■ 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援にかかる所定単位数の算定について

(1) 施設外支援

④ 施設外支援の留意事項

ア 同日に施設外支援及び通常の施設利用を行った場合、施設外支援の実施日として扱うこと。

イ 障害者試行雇用(トライアル雇用)及び精神障害者ステップアップ雇用については、施設外支援の対象となる要件に個別支援計画の作成及び3ヶ月毎の見直しを行うこととしているが、その取扱いについて以下のとおり行うこと。

a 個別支援計画の作成及び見直しにおいては、事業所、本人及び関係者が参加の上、協議を行い、必要に応じて公共職業安定所及び受入企業から意見聴取を行い、市町村が必要な内容について判断すること。

b 個別支援計画の見直しは、都度、実施結果を把握し、延長の必要性や実施内容の見直し等を協議すること。

(例：精神障害者ステップアップ雇用の実施期間を10ヶ月間とした場合、施設外支援開始時に10ヶ月間全体の到達目標を踏まえた上で3ヶ月目までの個別支援計画を作成し、3ヶ月目にその間の実施結果を見た上で延長の必要性等について協議を行い、延長と判断した場合、個別支援計画を更新し、6ヶ月目までのものを作成する。以降6ヶ月目、9ヶ月目においても同様に行う。)

○指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援に係る基本報酬の算定について（5）

- 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援にかかる所定単位数の算定について

(2) 施設外就労

- ① 施設外就労(企業内就労)については、次のアからオまでの要件をいずれも満たす場合に限り、算定する。

ア 施設外就労1ユニットあたりの最低定員は3人以上とすること。なお、施設外就労の総数については、利用定員の100分の70以下とすること。

施設外就労により就労している利用者については、月の利用日数のうち最低2日は、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと

イ 施設外就労を行うユニットについて、1ユニットあたりの利用者数に対して人員配置(最低)基準上又は報酬算定上必要とされる人数(常勤換算方法による。)の職員を配置するとともに、事業所についても、施設外就労を行う者を除いた利用者の人数に対して人員配置(最低)基準上又は報酬算定上必要とされる人数(常勤換算方法による。)の職員を配置すること。

ウ 施設外就労の提供が、当該施設の運営規定に位置づけられていること。

エ 施設外就労を含めた個別支援計画が事前に作成され、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行に資すると認められること。

オ 緊急時の対応ができること。

○指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援に係る基本報酬の算定について（6）

- 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援にかかる所定単位数の算定について

（2）施設外就労

- ② 施設外就労により就労している者と同数の者を主たる事業所の利用者として、新たに受入れることが可能であること。
- ③ 報酬の適用単価については、主たる事業所の利用定員に基づく報酬単価を適用すること。
- ④ その他
 - ア 施設外就労先の企業とは、請負作業に関する契約を締結すること。なお、契約締結の際には、以下のことに留意すること。
 - a 請負契約の中で、作業の完成についての財政上及び法律上のすべての責任は事業所を運営する法人が負うものであることが明確にされていること。
 - b 施設外就労先から事業所を運営する法人に支払われる報酬は、完成された作業の内容に応じて算定されるものであること。
 - c 施設外就労先の企業から作業に要する機械、設備等を借り入れる場合には、賃貸借契約又は使用賃借契約が締結されていること。また、施設外就労先の企業から作業に要する材料等の供給を受ける場合には、代金の支払い等の必要な事項について明確な定めを置くこと。

○指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援に係る基本報酬の算定について（7）

- 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援にかかる所定単位数の算定について

(2) 施設外就労

④ その他

- イ 請け負った作業についての利用者に対する必要な指導等は、施設外就労先の企業ではなく、事業所が行うこと。
 - a 事業所は請け負った作業を施設外就労先の企業から独立して行い、利用者に対する指導等については事業所が自ら行うこと。
 - b 事業所が請け負った作業について、利用者と施設外就労先の企業の従業員が共同で処理していないこと。
- ウ 利用者と事業所との関係は、事業所の施設内で行われる作業の場合と同様であること。
- エ 施設の運営規程に施設外就労について明記し、当該就労について規則を設けるとともに、対象者は事前に個別支援計画に規定すること。また、訓練目標に対する達成度の評価等を行った結果、必要と認められる場合には、施設外就労の目標その他個別支援計画の内容の見直しを行うこと。
- オ 事業所は、施設外就労に関する実績を、毎月の報酬請求に併せて提出すること。

○指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援に係る基本報酬の算定について（8）

- 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援にかかる所定単位数の算定について

(2) 施設外就労

④ その他

カ 施設外就労に随行する支援員の業務

施設外就労に随行する支援員は、就労先企業等の協力を得て、以下の業務を行う。

- a 事業の対象となる障害者の作業程度、意向、能力等の状況把握
- b 委託企業の選定及び委託企業における作業の実施に向けての調整
- c 作業指導等、対象者が施設外支援を行うために必要な支援
- d 施設外支援についてのノウハウの蓄積及び提供
- e 委託先企業や対象者の家族との連携
- f その他上記以外に必要な業務

キ 関係機関との連携

都道府県及び実施施設は、この事業の実施について、都道府県労働局、地域障害者職業センター、公共職業安定所、委託企業等の関係機関と連携を密にし、事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

(参考) 施設外支援と施設外就労との違いについて

	施設外就労	施設外支援
当該支援を実施する職員の要否	要	否（就労移行支援事業で、移行準備支援体制加算（+）を算定する場合は要）
報酬算定の対象となる支援の要件	<p>① 施設外就労を行うユニットについて、1ユニットあたりの利用者数に対して人員配置（最低）基準上又は報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置するとともに、事業所についても、施設外就労を行う者を除いた利用者の人数に対して人員配置（最低）基準上又は報酬算定上必要とされる人数（常勤換算方法による。）の職員を配置すること。</p> <p>② 施設外就労の提供が、当該施設の運営規程に位置付けられていること。</p> <p>③ 施設外就労を含めた個別支援計画が事前に作成され、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行に資すると認められること。</p> <p>④ 緊急時の対応ができること。</p> <p>⑤ 施設外就労により実施する作業内容について、発注元の事業所と契約していること。</p> <p>⑥ 施設外就労により就労している利用者については、月の利用日数のうち最低2日は、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。</p>	<p>① 施設外支援の内容が、当該指定障害福祉サービス事業所等の運営規程に位置付けられていること。</p> <p>② 施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置付けられ、1週間ごとに当該個別支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、当該支援により、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行が認められること。</p> <p>③ 利用者又は実習受入事業者等から、当該施設外支援の提供期間中の利用者の状況について、聞き取ることにより、日報が作成されていること。</p> <p>④ 施設外支援の提供期間中における緊急時の対応ができること。</p>
本措置による報酬算定対象	本体施設利用者の増員分 (施設外就労利用者と同数以内)	施設外支援利用者
本体施設利用者の増員	可(利用定員の100分の70以下)	不可
施設外でのサービス提供期限	無	年間180日を限度(特例の場合、当該期限を超えて提供することも可) 32

○雇用関係助成金との関係について（1）

■ 就労移行支援、就労継続支援B型、就労継続支援A型（雇用無）

ア 障害者雇用納付金制度に基づく助成金

a 第1号職場適応援助者助成金…受給可能

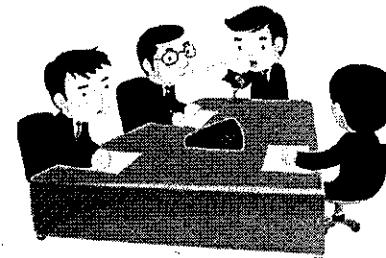
b 障害者能力開発助成金第4種（グループ就労訓練請負型）…受給可能

イ その他の雇用関係助成金

（上記アのa, bを除く障害者雇用納付金制度に基づく助成金を含む）…受給不可

※その他の雇用関係助成金は、労働者が常用雇用されることや、雇用されている労働者の数や割合に応じて支給されるものであることから、利用者を雇用しない本事業においては受給対象とならない。

各種助成金についての
お問い合わせは
お近くのハローワークまで



○雇用関係助成金との関係について（2）

■ 就労継続支援A型事業（雇用有）

- ア 障害者雇用調整金・報奨金…受給可能
- イ 障害者試行雇用奨励金（トライアル雇用奨励金）…受給不可
- ウ 精神障害者ステップアップ雇用奨励金…受給不可
- エ 職場適応訓練…個別判断
- オ 障害者雇用納付金制度に基づく助成金
 - a 障害者作業施設設置等助成金、障害者福祉施設設置等助成金、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金…受給可能
 - b 第1号職場適応援助者助成金…受給可能
 - c 重度障害者等通勤対策助成金（通勤援助者委嘱助成金を除く）…受給可能
 - d 障害者介助等助成金、第2号職場適応援助者助成金、重度障害者等通勤対策助成金のうち通勤援助者の委嘱助成金、障害者能力開発助成金（第1種、第2種、第3種及び第4種（グループ就労訓練雇用型に限る））…受給不可
 - e 障害者職業能力開発助成金第4種（グループ就労訓練請負型）…受給可能
 - f 障害者職業能力開発助成金第4種（グループ就労訓練職場実習型）…受給可能
- カ 特定求職者雇用開発助成金、発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金…個別判断
- キ 障害者初回雇用奨励金…個別判断
- ク 特例子会社等設立促進助成金…個別判断

各種助成金についての
お問い合わせは
お近くのハローワークまで

○障害者の態様に応じた多様な委託訓練との関係について

- ① 就労移行支援事業、就労継続支援事業A型（雇用無）、及び就労継続支援事業B型（以下「就労系事業」という。）の利用者が、当該就労系事業者以外の委託訓練実施機関において、職業訓練を受講する場合

当該受講に関して、上記就労系事業者が一定の支援を実施することにより、施設外支援の対象となること。また、受講日以外における就労系事業の利用も訓練等給付の対象となること。

- ② 就労系事業利用者が、当該就労系事業者自らが受託する委託訓練を受講する場合

当該利用者が委託訓練を受講している期間中は、当該委託訓練を受講していない日であっても、訓練等給付の対象とならないこと。

○実地指導における指摘事項①

■送迎加算(通所系サービス)

- ・送迎回数の要件(週3回以上)とともに、利用者数の要件(送迎1回当たりの利用者数が平均10人以上)を満たしていることを確認の上、加算の算定を行うこと。

■訪問支援特別加算(通所系サービス)

- ・個別支援計画等に訪問支援の内容及び当該支援に要する標準的な時間の位置づけを行うことになっているが、されていなかった。
- ・病院に入院中の利用者を訪問することで加算を算定していたが、病院は「居宅」に該当せず、加算の要件である「利用者の居宅を訪問」を満たしていないため、加算を算定できない。

■入院・外泊時加算(施設入所支援)

- ・入院又は外泊期間が複数月にまたがる場合に、歴月毎に当該加算(I)を算定していたが、当該加算(I)は、一つの入院又は外泊期間について当初の8日間を算定し、8日間を超えた日については、当該加算(II)を算定すること。

■入所時特別支援加算・初期加算(生活介護、施設入所支援)

- ・障害者支援施設併設又は空床利用の短期入所を利用していた者が、日を空けることなく、引き続き当該障害者支援施設に入所した場合は、短期入所の利用日から30日間について初期加算又は入所時特別支援加算が算定できるが、それぞれで初期加算又は入所時特別支援加算を30日分を算定していた。

■栄養マネジメント加算(施設入所支援)

- ・加算を算定する場合は、算定前に栄養ケア計画の作成が必要であるが、加算算定後に作成されていた。

■重度障害者支援加算(施設入所支援)

- ・加算(II)については、開始した日から起算して90日以内についてのみ、1日につき700単位の追加報酬が算定可能だが、90日を超えて加算を算定していた。

○実地指導における指摘事項②

■欠席時対応加算(通所系サービス)

- ・急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合に算定可能だが、前々日から当日までの間での利用中止の連絡がなく、また、具体的な相談援助の内容の記録も存在しないものがあった。

■夜勤職員配置体制加算(施設入所支援)

- ・夜勤職員を4人以上配置する体制として届け出ているが、夜勤職員のうち1人が体調不良のため3人の状態であつたにもかかわらず、加算を算定していた。

■各種加算

- ・個別支援計画に基づくべき各種加算については、当該計画に適切に位置づけ、利用者の同意を得た上で算定すること。

電子請求システム

○電子請求システム（支払等システム）について

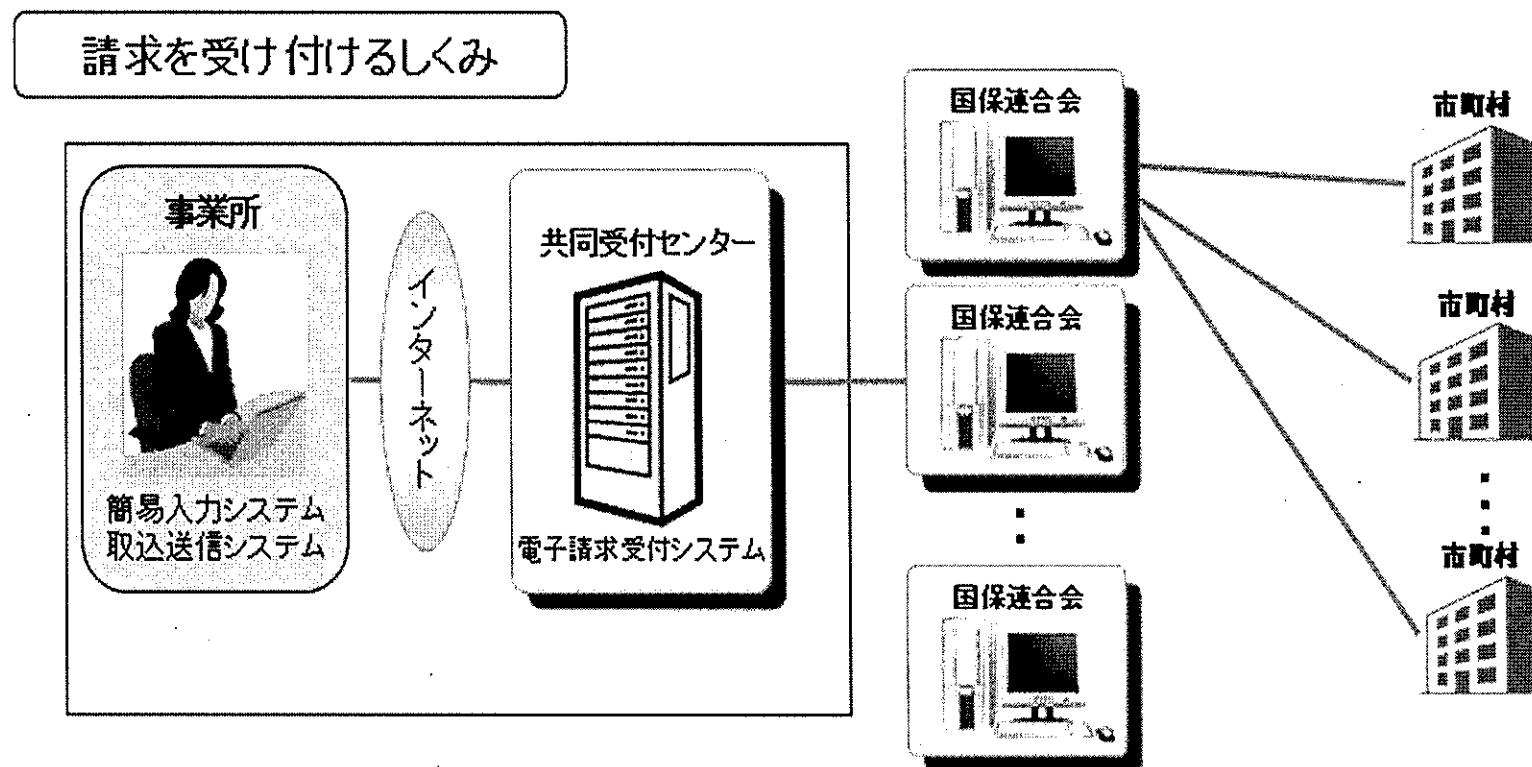
◎インターネット利用による請求

■請求情報の作成および送信は、簡易入力システムを使用する。

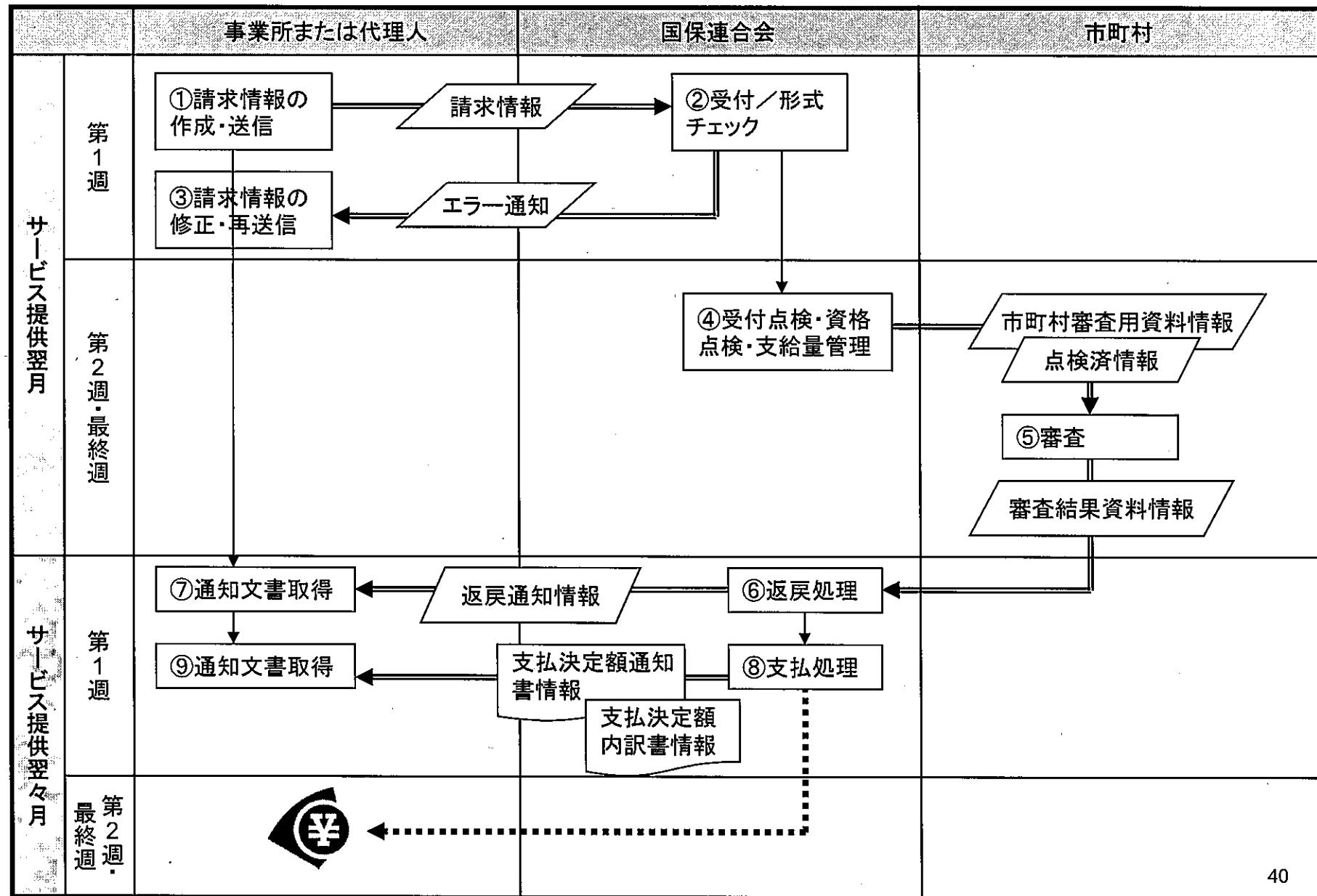
※請求情報の作成は市販の事業所業務管理ソフトウェア(他システム)を使用することもできる。この場合は、他システムで作成した請求情報を取り込み、送信を行う取込送信システムを使用する。

■事業所がインターネットで送信した請求情報は、電子請求受付システムを経由して国保連合会に送信される。

■国保連合会では請求情報を処理し、市町村による審査の後、作成された支払額決定通知書等の通知情報(データ／PDF)をインターネットで事業所宛に送信する。



○介護給付費等の請求の流れ



○請求の流れ①

① 請求情報の作成・送信

事業所等は、支給決定者に対してサービスを行った場合、簡易入力システムに請求情報（「表1 提出する請求情報」参照）を入力し、サービス提供翌月の10日までにインターネットにより国保連合会（電子請求受付システム）に送信する。

（表1 提出する請求情報）

請求情報	該当事業所			
	障害福祉サービス	指定サービス事業所	指定相談支援事業所等	基準該当事業所
介護給付費・訓練等給付費等請求書情報		○		
介護給付費・訓練等給付費明細書情報		○		
特例介護給付費・特例訓練等給付費請求書情報				○ ※1
特例介護給付費・特例訓練等給付費明細書情報				○ ※1
計画相談支援給付費等請求書情報			○	
利用者負担上限額管理結果情報	○	○		○ ※1
サービス提供実績記録票情報	○			○ ※1

※1：市町村が国保連合会に委託している場合

○請求の流れ②

② 受付／形式チェック

提出された請求情報については、電子請求受付システムで形式チェックを行い、内容にエラーがあれば到達確認画面にエラー表示される。

③ 請求情報の修正・再送信

形式チェックでエラーとなつた情報の確認、誤りを修正した後、国保連(電子請求受付システム)に再送信する。

④ 受付点検・資格点検・支給量点検

国保連は受付点検等を行い、市町村審査用資料及び点検済情報を作成し市町村へ送付。

⑤ 審査

市町村は審査を行い、審査結果を国保連へ送信。

⑥ 返戻処理

市町村の審査結果資料情報により、返戻が発生した場合、事業所等へ返戻通知情報を送信する。(審査月の月末頃に電子請求受付システムの照会一覧画面より確認可能)

⑦ 通知文書取得

国保連(電子請求受付システム)から返戻通知情報を受信(ダウンロード)する。

⑧ 支払処理

市町村の審査結果資料情報に基づき事業所等へ支払決定額通知書情報等を送信。支払決定通知書に基づき、15日に指定口座へ振り込み。(土日祝日の場合は翌営業日)

⑨ 通知文書取得

国保連(電子請求受付システム)から支払決定額通知書情報等を受信(ダウンロード)する。

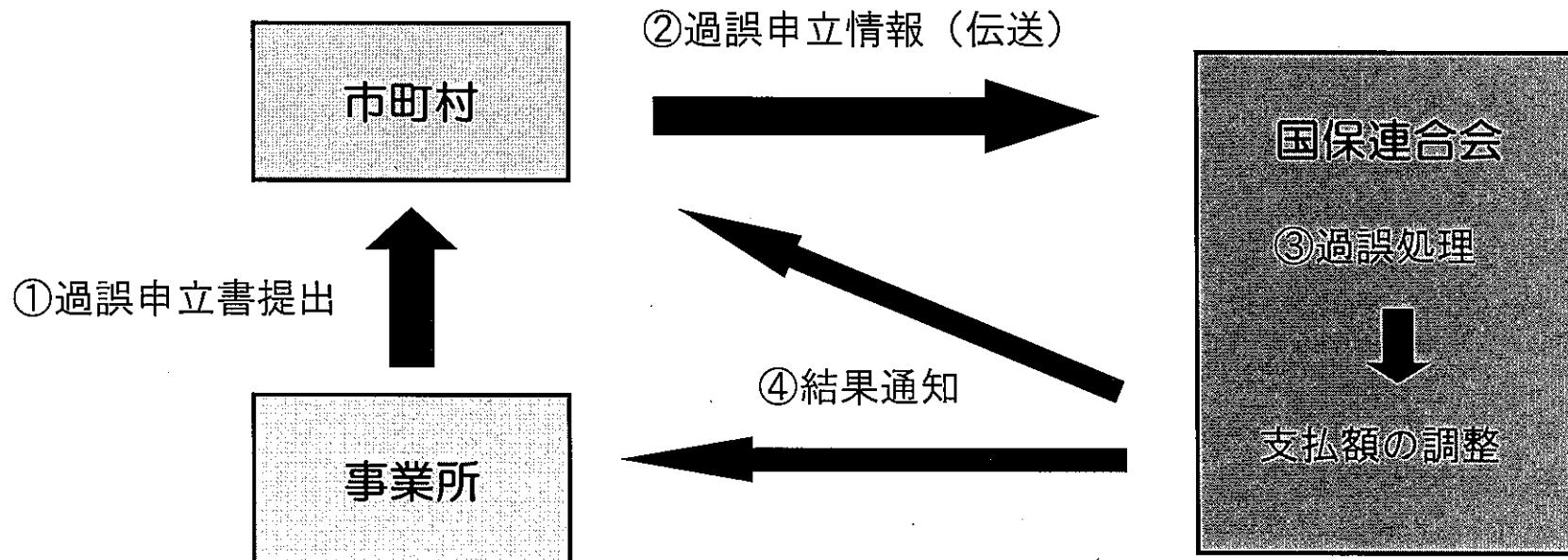
○過誤処理について

- 請求内容の誤りによる返戻であった場合、当該明細書の修正を行い、国保連合会に再請求を行う。(請求明細書の誤りで返戻となり、再請求を行う場合、請求明細書に対応するサービス提供実績記録票も合わせて再提出する必要がある。)

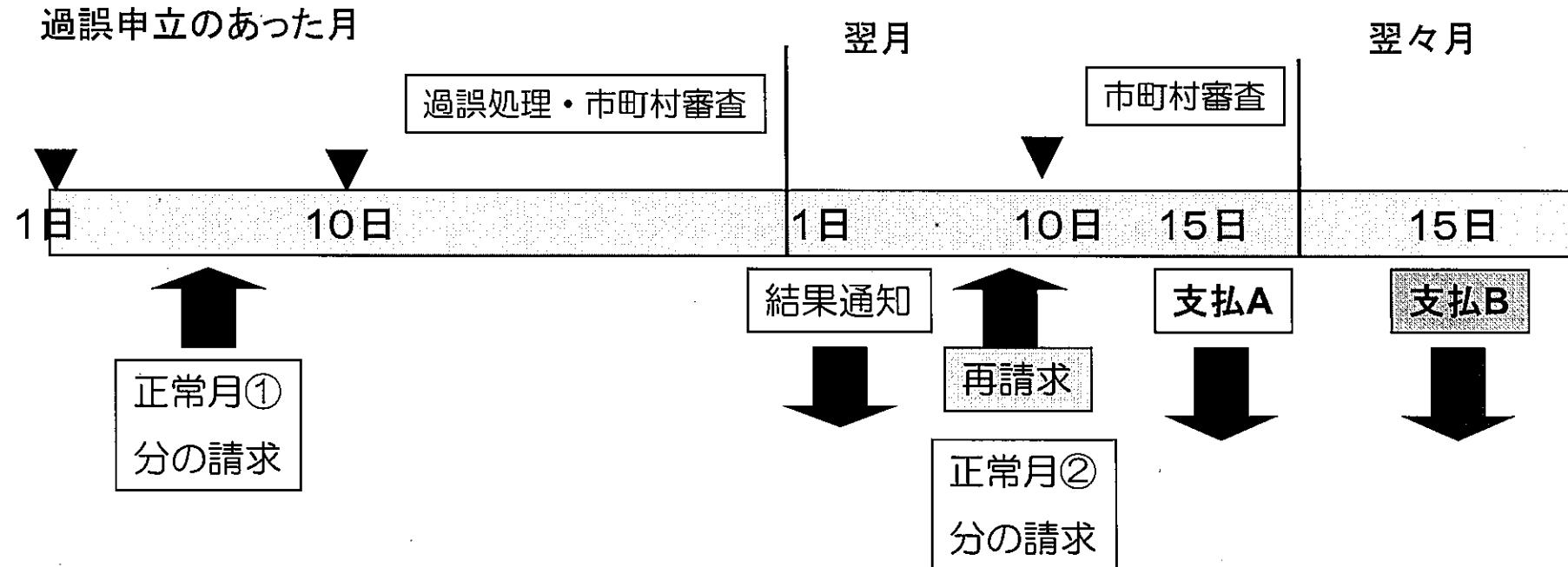
また、市町村から国保連合会に送る台帳の誤りによる返戻の場合、市町村に対し台帳の修正を依頼し、その後、国保連合会に再請求を行う。

- 過誤申し立ての依頼について

事業所等は、請求明細書等の記載誤り等によって、実際のサービス提供実績とは異なる金額の支払いが行われた場合、介護給付費・訓練等給付費の取下げを行う(支払決定済みの請求のみ取り下げ可能)。取り下げを行う場合、市町村にその旨を連絡し、国保連合会に過誤申し立てを行うよう依頼する。



○通常過誤の請求・支払のスケジュール



※支払A……正常月①分の支払から過誤処理分を差引いた金額が支払われる。

※支払B……正常月②分と再請求分を足した金額が支払われる。

このほかに、請求額より過誤額が多い等、市町村の判断により同月過誤（正常月分と再請求分の合計金額から過誤処理分を差引いた金額を支払う。）を行うことが出来ます。

【支払等システムに関する問い合わせ先】

岡山県国民健康保険団体連合会 介護保険課 障害者総合支援班

TEL：086-223-9110

＜受付時間＞

平日 8:30～17:15（12:00～13:00は除く）

※請求時の「エラー」及び「警告」発生減少のため、適正な算定及び請求手続をお願いします。

**必ず読んで
おくべき通知**

○関係通知等

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
- 障害者自立支援法の施行に伴う最低賃金の減額の特例許可手続について
- 就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について
- 就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて

- 就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について

適正な報酬算定及び請求に努めていただくようお願いします。

平成27年度報酬改定（案）について【共通事項】

1 福祉・介護職員処遇改善加算の充実

- 現行の加算の仕組みは維持しつつ、さらなる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境改善の取組を進める事業所を対象に、さらなる上乗せ評価（福祉・介護職員の賃金月額1.2万円相当分）を行うための新たな区分を創設する。

・福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ【新設】

【算定期間】

加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件の全てに適合し、かつ（新）定量的要件に適合すること

※（新）定量的要件

- 平成27年4月以降実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- ・福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ

現行の加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲをそれぞれ加算Ⅱ、Ⅲ、Ⅳへ名称変更

2 福祉専門職員配置等加算の見直し

○ 福祉専門職員の配置割合が高い事業所をより評価できるよう、新たな区分を創設

・福祉専門職員配置等加算Ⅰ【新設】

常勤の生活支援員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が35%以上雇用されている事業所

- ① 生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型等
15単位／日
- ② 療養介護、宿泊型自立訓練、共同生活援助等
10単位／日

・福祉専門職員配置等加算Ⅱ、Ⅲ

現行の加算Ⅰ、Ⅱをそれぞれ加算Ⅱ、Ⅲへ名称変更

3 食事提供体制加算の適用期限の延長

生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型では平成27年3月31日までの时限措置として当該加算が設けられているが、平成30年3月31日まで延長する。

4 栄養マネジメント加算の見直し等

- ・施設に入所している利用者について、栄養ケア・マネジメントが適切に行われるよう、施設入所支援について、現行の加算単位を引き上げる。

〔現行〕 10単位／日 → [見直し後] 12単位／日

・平成27年3月31日までとされている管理栄養士の配置要件の経過措置について、廃止する。

5 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の対象拡大

- 現在、日中活動系サービスのみ算定期間
- 施設入所支援、宿泊型自立訓練、共同生活援助も算定期間

送迎加算の取扱いについて

送迎加算は、平成24年度新設された加算であるが、報酬告示及び留意事項通知では、次のとおり規定されている。なお、平成27年度の報酬改定により、加算の取扱いが改正される見込みである。

○報酬告示第6の12

送迎加算 27単位

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設(国又は地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この12において同じ。)において、利用者(施設入所者を除く。以下の12において同じ。)に対して、その居宅と指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しており、かつ、区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合には、さらに片道につき14単位を加算する。【2は生活介護のみ】

○留意事項通知(6)の⑬

⑬ 送迎加算の取扱い

報酬告示第6の12の送迎加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 多機能型事業所又は同一敷地内に複数の事業所が存する場合については、原則として一の事業所として取り扱うこととする。ただし、事業所ごとに送迎が行われている場合など、都道府県知事が特に必要と認める場合についてはこの限りではないこと。

(二) 原則として、当該月において、1回の送迎につき、平均10人以上(ただし、利用定員が20人未満の事業所にあっては、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上)の利用者が利用し、かつ、週3回以上送迎を実施している場合であることとするが、「平成22年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の運営について(平成23年1月7日障発0107第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」の別紙「障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領」の別添「障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業」の「1. 事業者に対する運営の安定化等を図る措置」の「(3)通所サービス等利用促進事業」において都道府県知事が必要と認めていた基準(※)により実施している場合についても対象となること。

(三) 指定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所と指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合についても、対象となること。

(四) 送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えないが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象とならないこと。

(五) 「これに準ずる者」とは、区分4以下であって、543号告示別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が8点以上である者又は喫痰吸引等を必要とする者とする。

→ 運用上の解釈

留意事項通知⑬(一)に規定する事業所ごとに送迎が行われている場合には、従たる事業所を設置している事業所においては、主たる事業所、従たる事業所ごとに送迎が行われている場合は、各々の事業所ごとで基準を満たしている場合にも加算を算定できることとする。(従たる事業所のみで基準を満たしている場合は、従たる事業所の利用者のみ加算を算定することを可能とする。)

留意事項通知⑬(二)について、加算を算定できる要件として、「当該月において、1回の送迎につ

き、平均10人以上（ただし、利用定員が20人未満の事業所にあっては、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上）の利用者が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合であることとする」と規定されているが、この規定の本県における解釈は次のとおり。

- ① 1回の送迎とは、報酬算定が片道であることから、片道の送迎をいう。
- ② 週3回以上とは、週3日以上（片道でも可能）の送迎を実施している場合をいう。
- ③ この基準は当該月において満たすことを要件としているため、1月の平均で上記要件を満たしていれば、加算を算定できることとする。

※都道府県知事が必要と認めていた基準

次の要件をいずれも満たすこととする。

- ①直近1月間（原則3月）の送迎サービスの実施回数が平均週3日以上であること。
- ②前年度の送迎サービスの実施回数が平均週3日以上であること。
- ③前年度の送迎サービス利用者が1回の送迎につき平均10人以上であること。
なお、送迎サービスの実施回数については、1日における往復をもって1回とする。また、平均週3日とは次により算定した回数とする。
 - ・ 年度日数（365日）÷7日×3回（小数点以下切捨て）利用者の送迎サービス利用については、1日における往復をもって延べ人数1人とするが、都合により往路又は復路のみを利用することとなった場合も1人とする。

※平成26年12月26日付け事務連絡（別添）参照

※平成27年4月1日改定（案）

これまで、都道府県が認める基準により加算を算定できる取扱いをしてきたが、地域により算定基準に格差が生じていることから、都道府県の独自基準による取扱いを廃止するとともに、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型）について、送迎人数や送迎頻度の要件を緩和した加算区分を新たに設ける。

送迎加算Ⅱ【新設】 13単位／回

→「1回の送迎につき平均10人以上が利用している（利用定員が20人未満の事業所にあっては、平均的に定員の50／100以上が利用していること）又は週3回以上の送迎実施の場合に算定。」

また、原則として事業所と居宅間のみとされている取扱いについて、送迎加算を算定する全てのサービスにおいて、事業所の最寄り駅や集合場所までの送迎についても加算対象とする。
なお、宿泊型自立訓練に係る当該加算は、算定実績を踏まえ廃止する。

事務連絡
平成26年12月26日

通所系サービス事業所 管理者 殿

岡山県保健福祉部障害福祉課

障害福祉サービスにおける居宅以外の場所と事業所の間に係る
送迎加算の取扱いについて

障害福祉サービス提供時の報酬算定に係る送迎加算については、平成23年度までの通所サービス利用促進事業補助金に引き続き、平成24年度から報酬に組み入れられていますが、このたび、当該加算に係る送迎の起終点について、報酬告示及び留意事項通知等を踏まえ、次とおり県としての取扱いを整理しましたので、御留意の上、適切な報酬算定に努めてください。

なお、来年度以降の実地指導等で送迎加算の算定状況を確認させていただきますので念のため申し添えます。

記

1 送迎加算に係る送迎の起終点の取扱い

原則として、利用者の居宅と事業所との間の送迎を行った場合に算定できるが、居宅以外の場所と事業所との間の送迎であっても、当該場所が通所の経路の合理的な位置にあり、かつ、当該場所を送迎の起終点とすることについて利用者の書面での同意がある場合には算定できることとする。

2 留意事項

現在、JRの駅等利用者の居宅以外の場所を起終点として送迎を行って送迎加算を算定しており、今後も送迎加算を算定しようとする事業所については、送迎の起終点について、利用者の希望を今一度確認いただき、できるだけその意向に添うよう努めてください。（一人での行動が困難な重度の障害がある利用者等については特に配慮してください。）

その上で、利用者の意向や事業所の体制等の理由により、利用者の居宅以外の場所からの送迎を行う場合において送迎加算を算定するためには、利用者から、居宅以外の場所からの送迎に同意する旨の「同意書」（別添：様式例）を取つていただく必要があります。

なお、平成23年度までの通所サービス利用促進事業により、利用者の居宅以外と事業所の間における送迎について補助金の交付を受けていた事業所についても同様の取扱いとします。

3 実地指導での確認

現在、利用者の居宅以外の場所と事業所との間の送迎を行い、送迎加算を算定している事業所については、本年度末（平成27年3月31日）を目途に1に適合するようにしてください。

県では、その状況を平成27年度以降の実地指導等において確認し、平成27年4月以降において1に適合することなく送迎加算が算定されている場合には、報酬の返還等の措置を講ずることもありますので御留意ください。

4 その他

1に適合しない場合であっても、送迎加算の枠外で任意に送迎を行うことが妨げられるものではありません。

照会先 岡山県保健福祉部障害福祉課
障害者支援班 TEL 086(226)7345

居宅以外の場所からの送迎に関する同意書（例）

〇〇〇〇事業所への送迎については、自宅ではなく下記1の場所から送迎していただることに同意いたします。

なお、送迎場所と自宅との間は、下記2の方法により往復が可能です。

記

1 送迎場所

例1：〇〇バス停 例2：〇〇駅

2 送迎場所と自宅との間の往復方法

例1：〇〇バス停と自宅の間は、徒歩で約△分

例2：〇〇駅と□□駅の間はJR、□□駅と自宅の間は徒歩で約△分（家族の同行あり）

平成 年 月 日

(利用者)

住 所

氏 名

印

(事業者記入欄)

上記の送迎場所については、当事業所への通所の経路の合理的な位置にあり、また、送迎場所と自宅との間の往復について、当事業所の送迎がなくとも安全面等からの問題はないと考える。

平成 年 月 日

管理 者名 _____ 印
事業所名 _____ 印

平成27年度報酬改定(案)について【生活介護】

1 開所時間減算の見直し

適正なサービス時間の評価を行うため、現行の開所時間減算について、4時間未満の場合の減算率を見直すとともに、4時間以上6時間未満の区分を新たに設ける。

(現行)

開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%を減算。

(見直し後)

開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の30%を減算。

開所時間が4時間以上6時間未満の場合、所定単位数の15%を減算。

2 常勤看護職員等配置加算(仮称)【新設】

従来、基本報酬の中で行っていた看護職員の配置に対する評価についてその一部を加算で評価する。

看護職員を常勤換算で1以上配置している事業所を評価する加算を創設

[利用定員が20人以下]	28単位／日
[利用定員が21人以上40人以下]	19単位／日
[利用定員が41人以上60人以下]	11単位／日
[利用定員が61人以上80人以下]	8単位／日
[利用定員が81人以上]	6単位／日

平成27年度報酬改定(案)について【施設入所支援】

○ 重度障害者支援加算(Ⅱ)の見直し

現行の重度者支援加算(Ⅱ)を廃止し、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者により、支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成している場合に体制分の加算を算定する。ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は算定しない。

【現行要件】

① 人員配置体制加算(Ⅰ)が算定されている場合

強度行動障害を有する者1人につき、指定基準で定められている人員配置に加え、常勤換算方法で生活支援員を0・5人以上配置していること。

・所定の単位(区分6 10単位/日 ~ 区分3 538単位/日)

② 人員配置体制加算(Ⅱ)が算定されている場合

強度行動障害を有する者1人につき、指定基準で定められている人員配置に加え、常勤換算方法で生活支援員を0・5人以上配置していること。
・所定の単位(区分6 20単位/日 ~ 区分3 594単位/日)

③ 人員配置体制加算(Ⅲ)が算定されている場合

強度行動障害を有する者1人につき、指定基準で定められている人員配置に加え、常勤換算方法で生活支援員を0・5人以上配置していること。

・所定の単位(区分6 78単位/日 ~ 区分3 683単位/日)

④ 人員配置体制加算が算定されていない場合

強度行動障害を有する者1人につき、指定基準で定められている人員配置に加え、常勤換算方法で生活支援員を1人以上配置していること。
・所定の単位(区分6 130単位/日 ~ 区分3 735単位/日)

【見直し後の要件】

① 強度行動障害支援養成研修(実践研修)修了者を配置した体制を整えた場合(体制加算)

7単位/日

※強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置している旨届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成している場合に算定する。ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は算定しない。

② 強度行動障害支援養成研修(基礎研修)修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して夜間に個別の支援を行った場合(個人加算)

180単位/日

※実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が強度行動障害を有する者に対して夜間に個別の支援を行った場合に算定する。なお、当該基礎研修修了者1人につき利用者5人まで算定できる。

(留意事項)

強度行動障害支援者養成研修については、従来の重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定していた事業所については、平成30年3月31日までは研修受講計画の作成で足りる経過措置を設ける。加算の算定開始から90日以内に700単位/日を加算する従来の取扱いについては、個別の支援を行った日に算定できることとする。

平成27年度報酬改定（案）について【短期入所】

1 緊急短期入所体制確保加算及び緊急短期入所受入加算の見直し
短期入所における緊急時の円滑な受入れをさらに促進するため、加算の算定期間を緩和するとともに、緊急時の初期のアセスメントを手厚く評価する観点から、受入れ初日に対する評価の重点化を行う。

(1) 緊急短期入所体制確保加算の見直し

(現行)

利用定員の100分の5に相当する空床を確保し、緊急時に短期入所を提供できる体制を整備しており、かつ、過去3か月における利用率が100分の90以上である場合に、利用者全員に対して算定。ただし、連続する3月間において当該加算を算定しなかった場合は、続く3月間は算定しない。

(見直し後)

利用定員の100分の5に相当する空床を確保し、緊急時に短期入所を提供できる体制を整備しており、かつ、過去3か月における利用率が100分の90以上である場合に、利用者全員に対して算定。

(2) 緊急短期入所受入加算の見直し

(現行)

緊急短期入所受入加算(Ⅰ) 60単位／日

緊急短期入所受入加算(Ⅱ) 90単位／日

緊急短期入所体制確保加算を算定している場合であって、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあっては、14日）を限度として、当該緊急利用者のみに対して算定。ただし、連続する3月間において当該加算を算定しなかった場合は、続く3月間は算定しない。

(見直し後)

緊急短期入所受入加算(Ⅰ) 120単位／日

緊急短期入所受入加算(Ⅱ) 180単位／日

居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、利用を開始した日に限り、当該緊急利用者のみに対して算定。

2 医療連携体制加算の見直し

加算(Ⅰ)、(Ⅱ)について、短期入所における支援時間が日中活動系サービスと比較して長いことを勘案し、現行の加算単位を引き上げる。

(現行) (見直し後)

加算(Ⅰ)	500単位／日	→	<u>600単位／日</u>
加算(Ⅱ)	250単位／日	→	<u>300単位／日</u>

3 重度障害者支援加算の見直し

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が強度行動障害を有する者に対して支援を行った場合、現行の重度者支援加算に追加して加算を行う。

(現行)

重度障害者等包括支援の対象者に相当する状態にある者に対してサービスを提供した場合
50単位／日

(見直し後)

重度障害者等包括支援の対象者に相当する状態にある者に対してサービスを提供した場合
50単位／日

※強度行動障害を有する者に対し、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が支援を行った場合、さらに10単位／日を加算。

4 単独型加算の見直し

単独型事業所について、利用者が日中活動を利用した日（入所日及び退所日を除く。）であつて、短期入所事業所による支援が18時間を超える場合に現行の単独型加算に追加して加算を行う。

(現行)

単独型加算 320単位／日

(見直し後)

単独型加算 320単位／日

※利用者が日中活動を利用した日（入所日及び退所日を除く。）であつて、短期入所事業所による支援が18時間を超える場合、さらに100単位／日を加算。

平成26年度制度改正に伴う加算等について【共同生活援助】

1 夜間支援等体制加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）

（1）加算の区分

- | | |
|-------|---|
| 加算（Ⅰ） | 「夜勤」を行う夜間支援従事者を配置する共同生活住居の利用者について算定 |
| 加算（Ⅱ） | 「宿直」を行う夜間支援従事者を配置する共同生活住居の利用者について算定 |
| 加算（Ⅲ） | 「夜間防災体制」又は「夜間に常時の連絡体制」を確保している共同生活住居の利用者について算定 |

※共同生活住居ごとに加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかの算定が可能

（2）夜間支援従事者の配置

- ・夜間従事者は、共同生活住居に配置される必要がある。
 - ・夜間従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合は、概ね10分以内の地理的条件にあり、かつ、特別な連絡体制（非常通報装置、携帯電話等）が確保されていることが必要。
 - ・1人の夜間従事者が支援を行うことができる利用者の数は、複数の共同生活住居における夜間支援を行う場合にあっては20人まで、また、1カ所の共同生活住居において夜間支援を行う場合にあっては30人まで。

（3）夜間支援従事者の勤務形態等

- ・夜間支援従事者は常勤・非常勤を問わない。支援を委託された者であっても差し支えない。
- ・夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、専従の夜間従事者が配置されている必要がある。

（4）加算（Ⅰ）・（Ⅱ）の算定方法

- ・1人の夜間支援従事者が支援を行う「夜間支援対象利用者の数」に応じ、基準を適用して算定。

（5）加算（Ⅲ）の算定方法

- ・夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な防災体制（警備会社に共同生活住居の警備業務を委託している場合）又は常時の連絡体制（従業者の常駐や携帯電話による連絡体制の確保等）を確保している場合に、当該共同生活住居に入居している利用者について加算を算定。

※平成27年度報酬改定（案）

1人の夜間支援体制従事者が少人数の利用者に対して支援した場合を適切に評価するため、夜間支援体制加算（Ⅰ）において3人以下の利用者を支援した場合の新たな区分を創設する。夜間支援体制の実態をより適切に評価できるよう、月単位ではなく日単位で夜間支援体制加算を算定できるよう見直し、現行の経過措置は本年度限りとする。（日単位で加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定）

2 医療連携体制加算（Ⅴ）

（1）加算の趣旨

障害者が可能な限り継続してグループホームで生活を継続できるように日常的な健康管理や医療ニーズが必要となつた場合に、適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価するもの。

(2) 加算の基準

- ・当該事業所の職員として、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーション等との連携により、看護師（准看護師は不可）を1名確保していること。
- ・看護師に24時間連絡できる体制を確保していること。
- ・「重度化した場合の対応に係る指針」を定め、入居の際に、入居者又はその家族に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

(3) 具体的なサービス

- ・利用者に対する日常的な健康管理
- ・通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関との連絡・調整

3 平成27年度報酬改定（案）

(1) 重度障害者支援加算の算定要件見直し

- ・重度障害者に対する支援を強化し、かつ、より適切に評価するため、一部の従業者に対し一定の研修（強度行動障害支援者養成研修等）の受講を課すとともに、事業所全ての利用者ではなく重度障害者に対する支援を評価する加算へと見直すほか、重度障害者が1人の事業所についても算定対象とする。

(現行) 45単位／日

重度の障害者が2人以上いる事業所
事業所の全ての利用者について算定

(改定案) 360単位／日

重度の障害者が1人以上いる事業所
サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人が強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者等であること、かつ、生活支援員の20%以上が強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者等であること。その際、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者がいる事業所であって、重度障害者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該修了者を配置している旨届出しており、かつ、支援計画シート等を作成していること。ただし、経過措置期間を設け、当該期間中は要件を緩和する。
※事業所の重度障害者についてのみ算定。

(2) 日中支援の評価

- ・障害者の重度化・高齢化を踏まえ、心身の状況等によりやむを得ず予定していた日中活動を休んだことにより日中を共同生活住居で過ごす利用者に対する支援の評価について、算定対象となる日中活動を拡大する。

[日中支援加算（II）の算定対象の日中活動]

(現行)

障害福祉サービスである生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労、
地域活動支援センター

(改定案)

障害福祉サービスである生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労、
地域活動支援センター、介護保険サービスの（介護予防）通所介護、
（介護予防）通所リハビリテーション、精神科医療の精神科デイ・ケア、
精神科ショート・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア

(3) その他

平成27年3月31日までとされている重度の障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用について、当該経過措置を平成30年3月31日まで延長する。

平成27年度報酬改定(案)について【宿泊型自立訓練】

1 夜間防災・緊急時支援体制加算の見直し

共同生活援助の夜間支援等体制加算の例を参考に見直す。

(現行)

① 夜間防災・緊急時支援体制加算Ⅰ

夜間及び深夜を通じて防災体制を確保している場合に算定

② 夜間防災・緊急時支援体制加算Ⅱ

夜間及び深夜を通じて常時の連絡体制を確保している場合に算定

(見直し後)

① 夜間支援体制加算Ⅰ(仮称)

夜勤を配置した場合に、夜間支援対象利用者数に応じて算定

② 夜間支援体制加算Ⅱ(仮称)

宿直を配置した場合に、夜間支援対象利用者数に応じて算定

③ 夜間支援体制加算Ⅲ(仮称)

夜間及び深夜を通じて常時の連絡体制又は防災体制を確保している場合に算定

※同一日にそれを併算定することはできない。

2 日中支援加算の算定対象となる日中活動の拡大

心身の状況等によりやむを得ず予定していた日中活動を休んだことにより日中を宿泊型自立訓練事業所で過ごす利用者に対する支援の評価について、算定対象となる日中活動を拡大する。

(現行)

障害福祉サービスである生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労、地域活動支援センター

(見直し後)

障害福祉サービスである生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労、地域活動支援センター、介護保険サービスの(介護予防)通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、精神科医療の精神科デイ・ケア、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア

平成27年度報酬改定（案）について【就労移行支援】

1 就労定着支援体制加算（仮称）【新設】

基本報酬の見直しを行った上で、現行の就労移行支援体制加算を見直し、利用者の就労定着期間に着目した加算（就労定着支援体制加算（仮称））を創設。

加算を算定する年度の前年度において、一定の期間継続して就労している者又は就労していた者の数を利用定員で除した数に応じて所定の単位数を加算。

ただし、就労継続支援A型に移行した利用者については就労定着実績には含まない。なお、現行の就労移行支援体制加算は廃止する。

※詳細は別添資料（平成27年度障害福祉サービス等改定の概要（案））参照

2 一般就労への移行実績がない事業所の評価の見直し

現行の一般就労への移行後の就労定着実績がない事業所に対する減算を強化とともに、一般就労への移行実績がない事業所に対する減算を創設する。

（現行）

【過去3年間の就労定着者数が0の場合】所定単位数の85%を算定

【過去4年間の就労定着者数が0の場合】所定単位数の70%を算定

（見直し後）

【過去2年間の就労移行者数が0の場合】所定単位数の85%を算定（新設）

【過去3年間の就労定着者数が0の場合】所定単位数の70%を算定

【過去4年間の就労定着者数が0の場合】所定単位数の50%を算定

※就労定着者数とは、一般就労への移行後、就労した企業等に連続して6か月以上雇用されている者の数。

なお、就労継続支援A型に移行した利用者については、就労移行者数及び就労定着者数には含まない。

3 移行準備支援体制加算（Ⅱ）の算定要件見直し

移行準備支援体制加算（Ⅱ）について、多様な施設外就労が可能となるよう就労支援単位として1ユニット当たりの最低定員が3人以上とされている算定要件を緩和する。

（現行）

就労支援単位（就労移行支援事業の訓練が3人以上の者に対して一體的に行われるものをいう。）ごとに実施すること。

（見直し後）

就労支援単位ごとに実施すること

※上記の下線部を削除し、1ユニット当たりの最低定員の要件を緩和し、1人でも加算の算定を可能とする。

平成27年度報酬改定（案）について【就労継続支援A型・B型】

1 短時間利用者の状況を踏まえた評価の適正化（就労継続支援A型のみ）

短時間利用に係る減算の仕組みについて、個々の利用者の利用実態を踏まえたものとなるよう見直す（平成27年10月施行）。なお、現行の短時間利用に係る減算の仕組みは平成27年9月までとする。

※詳細は別添資料（平成27年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（案））参照

（例）

〔事業所における雇用契約を締結している利用者の利用時間の平均（1日当たり）が4時間以上5時間未満の場合〕 所定単位数の90%を算定。

2 重度者支援体制加算（Ⅲ）

平成27年3月31日までの経過措置とされている重度者支援体制加算（Ⅲ）は廃止する。

3 目標工賃達成加算、目標工賃達成指導員配置加算（就労継続支援B型のみ）

事業所における工賃向上に向けた取組を推進するため、基本報酬の見直しを行った上で、工賃が一定の水準に達している事業所を評価するための新たな加算区分を創設するとともに、現行の目標工賃達成加算の算定要件を見直し、加算単位を引き上げる。

工賃向上に向けた体制の整備に積極的に取り組む事業所を評価するため、目標工賃達成指導員配置加算の算定要件を見直し、加算単位を引き上げる。

（1）目標工賃達成加算（Ⅰ）【新設】

以下のいずれも満たす場合に算定。

- ・前年度の工賃実績が、原則として、前々年度の工賃実績以上
- ・前年度の工賃実績が、地域の最低賃金の2分の1以上
- ・前年度の工賃実績が、都道府県等に届け出た工賃の目標額以上
- ・工賃向上計画を作成していること。

また、現行の加算（Ⅰ）が加算（Ⅱ）に、現行の加算（Ⅱ）が加算（Ⅲ）に名称変更。

（2）目標工賃達成加算の算定要件の見直し

現行の算定要件に「前年度の工賃実績が、原則として、前々年度の工賃実績以上であること」を加える。

（3）目標工賃達成指導員配置加算の算定要件見直し

（現行）

就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）を算定する事業所において、目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上であること。

（見直し後）

就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）を算定する事業所において、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で、1人以上配置し、当該指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上であること。

4 施設外就労加算の算定要件見直し

施設外就労加算について、多様な施設外就労が可能となるよう就労支援単位として1ユニット当たりの最低定員が3人以上とされている算定要件を緩和する。

（現行）

就労支援単位（就労継続支援事業の訓練が3人以上の者に対して一體的に行われるものをいう。）ごとに実施すること。

（見直し後）

就労支援単位ごとに実施すること。

※上記の下線部を削除し、1ユニット当たりの最低定員の要件を緩和し、1人でも加算の算定を可能とする。

案

事務連絡
平成27年4月日

指定障害福祉サービス事業所 管理者 殿
指定障害者支援施設 管理者 殿

岡山県保健福祉部障害福祉課

平成27年度介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書の提出について

このことについて、障害者総合支援法における介護給付費等の算定に当たり、「平成18年9月29日厚生労働省告示第523号」の規定等に基づき、「介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書」をあらかじめ都道府県知事に届け出ることとなっています。

平成27年度においては、同告示の改正がありましたので、これを踏まえて、本届出書について次のとおり取り扱うこととします。

なお、4月サービス提供分に係る加算の適用については、4月30日(木)までに提出を受けたものは4月1日に遡って算定可能としますが、4月15日(水)を過ぎて提出を受けたものについては、原則として過誤調整により6月請求分での対応としますので、極力15日までに提出くださるようお願いします。

記

- 1 提出の必要がある届出
 - ①【送迎加算】・・・新たに加算Ⅰが創設されたことに伴い、継続及び新規の算定を希望する事業所においては全て。
 - ②【福祉専門職員等配置加算】・・・新たに加算Ⅰが創設されたことに伴い、継続及び新規の算定を希望する事業所においては全て。
 - ③【福祉・介護職員処遇改善改善(特別)加算】・・・本加算の届出は毎年度行うこととされているため、継続及び新規の算定を希望する事業所においては全て。(※例年、前年度の2月末が提出期限とされているが、平成27年度は制度改正があつたため、期限を変更)
 - ④【夜間支援体制加算Ⅰ・Ⅱ】・・・加算の算定条件に変更があつたため、継続及び新規に算定を希望する共同生活援助事業所においては全て。なお、夜間支援体制加算Ⅲの変更はないため、新規に加算を算定する事業所以外は提出不要。
 - ⑤【重度障害者支援加算Ⅱ】・・・加算の算定条件に変更があつたため、継続及び新規に算定を希望する施設入所支援事業所においては全て。(※平成30年3月31日まで経過措置あり。強度行動障害支援者養成研修を受講する予定の従業者の一覧表、誓約書、夜間の個別支援の状況が分かる勤務形態一覧表を添付のこと。)
 - ⑥その他の加算のうち体制届の提出が必要なもの
新たに加算の算定を希望する事業所においては全て。(体制届の提出が必要な加算については、別添「平成27年度の報酬改定に係る障害福祉サービス関係加算等一覧」を参照)

2 提出書類

様式は県障害福祉課ホームページ「障害者総合支援法・児童福祉法」→「事業者の指定申請・変更届・体制届について」に掲載しています。)

ホームページアドレス : <http://www.pref.okayama.jp/page/detail-33152.html>

- ・介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書（様式第2号）
- ・介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制状況等—覧表

・誓約書

・各種加算に係る届出書及びその添付資料（該当がある場合のみ）

- ※ 届出が必要な加算、加算の内容、制度変更等について、別添のとおり一覧を作成していますので、参考にしてください。

3 提出部数

2部（正本1部、副本1部）

4 届出をした加算等の適用

届出をした加算等は報酬改定等制度改正があつたことを踏まえ、特別的に平成27年4月サービス提供分から適用とします。

5 提出期限及び提出先

(1) 提出期限：平成27年4月15日（火）

※ 4月30日までに届出を行った場合も、4月1日から算定可能となります、5月請求を希望される場合は15日を期限とします。）

(2) 提出先 各事業所を所管する県民局

事業所の所在地	提出先	連絡先
備前県民局管内 (岡山市を除く)	〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17 備前県民局健康福祉課事業者第二班	TEL086-272-3995
備中県民局管内 (倉敷市、新見市を除く)	〒710-8530 倉敷市羽島1083 備中県民局健康福祉課事業者第二班	TEL086-434-7064
美作県民局管内	〒708-0051 津山市椿高下114 美作県民局健康福祉課事業者班	TEL0868-23-1291

6 その他

- ・人員配置基準の見直しに係る申出書とあわせて提出ください。（該当するサービスの事業者のみ）
- ・「目標工賃達成加算（Ⅰ）・（Ⅱ）」、「目標工賃達成指導員配置加算」については、「工賃向上計画」の作成が加算算定の条件の一つとなっているため、今回の届出対象の加算から除外します。この2つの加算の取扱いについては、後日、通知します。

- ・5月開始の加算についても、本来の提出期限は4月15日ですが、4月30日までに提出されたものは、受理します。

担当：障害福祉課障害者支援班
TEL：086-226-7345
FAX：086-224-6520

平成27年度の報酬改定（案）に係る障害福祉サービス関係加算等一覧

- ※1 体制等状況一覧への記入による事前届出が必要な加算については、「体制等状況一覧への記載の有無」の欄に「○」をしています。したがって、「×」としているものについては、事前届出は不要の加算です。
- ※2 「前年度の実績等を届け出ることが条件の加算等」の欄に「○」が入っている加算については、新規・継続とともに4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。
- ※3 平成27年4月以降に加算を算定する全ての事業所（平成27年3月現在加算を算定している事業所を含む）について、4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。
- ※4 平成27年4月の報酬改定（案）により新設・見直しされる加算のため、4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。

提供サービス	加算等名	加算等内容の説明 (H26現在)	H27報酬改定(案)の影響	H27報酬改定(案)		体制等状況一覧への記載の有無※1	個別届出書の様式名	前年度の実績等を届け出することが条件の加算等※2	備考
共通	送迎加算	1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に算定。利用定員が20人未満の事業所にあっては、平均的に定員の50/100以上が利用している場合に算定	見直し	都道府県の独自基準による取扱いの廃止。事業所と居宅間の送迎のみから、事業所の最寄り駅や集合場所までの送迎に対象を拡大。送迎人数や送迎頻度等の要件を緩和した加算（II）（1回の送迎につき、平均10人以上が利用している又は3回以上の送迎を実施している場合に算定）を新設。宿泊型自立訓練に係る本加算は廃止。	○	送迎加算に係る届出書	※3	生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行、就労継続支援（A・B型）	
	食事提供体制加算	収入が一定額以下の利用者に対して、事業所が食事を提供した場合に算定	適用期限延長	適用期限をH30.3.31まで延長。加算の単位について見直し。	○	食事提供体制加算に係る届出書		生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行、就労継続支援（A・B型）	
	福祉専門職員配置等加算	(I) 常勤の生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格保有者が2.5%以上雇用されている事業所 (II) 常勤生活支援員のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上の事業所	加算（I） 新設等	加算（I）「常勤生活支援員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が35%以上雇用されている事業所」を新設し、現行の加算（I）、（II）をそれぞれ、加算（II）、（III）へ名称変更。	○	福祉専門職員配置等加算に係る届出書	※3	療養介護、生活介護、共同生活援助、自立訓練、就労移行、就労継続支援（A・B型）	
	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚・聴覚・言語機能に重度の障害がある利用者が一定数以上である、意思疎通に専門性を有する職員が一定数以上配置されている場合に加算	対象拡大	日中活動系サービスのみから、施設入所支援、宿泊型自立訓練及び共同生活援助に算定対象を拡大。	○	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に係る届出書	○	生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続支援（A・B型）、施設入所支援、宿泊型自立訓練、共同生活援助	
	定員超過減算	1日あたりの利用者数又は過去3か月間の平均利用人員が基準を超過している場合に減算	—		○	—		療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行、就労継続支援（A・B型）	
	職員欠如減算	指定基準に定める人員基準を満たしていない場合に減算	—		○	—		療養介護、生活介護、短期入所、共同生活介護、共同生活援助、自立訓練、就労移行、就労継続支援（A・B型）	
	障害福祉サービスの体験利用支援加算	利用者が入所する障害者支援施設等の従事者が、体験利用日の日中に介護等の支援を行った場合や体験利用に係る相談支援事業者との連絡調整等の支援を行った場合には、当該障害者支援施設等の報酬として、日中部分に係る報酬の所定単位数に代えて、算定	—		×	—		療養介護、障害者支援施設（生活介護、自立訓練（生活訓練、機能訓練）、就労移行、就労継続支援（A・B型））	
	新体系定着支援事業	新体系移行後の報酬額が旧体系における報酬額の90%を下回る場合に、その差額を助成	—		○	助成額算定シート		療養介護、生活介護、共同生活援助、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A・B型）	
	福祉・介護職員待遇改善加算	(I) 加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、「キャリアバス要件」及び「定量的要件」を満たす場合、(II)(I)の算定要件のうち「キャリアバス要件」または「定量的要件」のいずれかを満たす場合、(III)(I)の算定要件のうち「キャリアバス要件」及び「定量的要件」のいずれも満たさない場合に加算	加算（I） 新設等	加算（I）「加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアバス要件の全てに適合し、かつ（新）定量的要件に適合すること」を新設し、現行の加算（I）、（II）、（III）はそれぞれ加算（II）、（III）、（IV）へ名称変更。（新）定量的要件とは、平成27年4月以降実施する福祉・介護職員の待遇改善の内容及び当該福祉・介護職員の待遇改善に要した費用を全ての全ての職員に周知していること。	○	福祉・介護職員待遇改善（特別）加算届出書	※3	居住介護、重度訪問介護、同行授業、行動援助、療養介護、生活介護、共同生活援助、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A・B型）、短期入所、重度障害者等包括支援	
	福祉・介護職員待遇改善特別加算	福祉・介護職員を中心として従業者の待遇改善が図られている場合に加算（「キャリアバス要件」及び「定量的要件」は問わない）	—		○				

平成27年度の報酬改定（案）に係る障害福祉サービス関係加算等一覧

- ※1 体制等状況一覧への記入による事前届出が必要な加算については、「体制等状況一覧への記載の有無」の欄に「○」をしています。したがって、「×」としているものについては、事前届出は不要の加算です。
- ※2 「前年度の実績等を届け出ることが条件の加算等」の欄に「○」が入っている加算については、新規・継続とともに4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。
- ※3 平成27年4月以降に加算を算定する全ての事業所（平成27年3月現在加算を算定している事業所を含む）について、4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。
- ※4 平成27年4月の報酬改定（案）により新設・見直しされる加算のため、4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。

提供サービス	加算等名	加算等内容の説明（H26現在）	H27報酬改定（案）の影響	H27報酬改定（案）	体制等状況一覧への記載の有無※1	個別届出書の様式名	前年度の実績等を届け出ることが条件の加算等※2	備考
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	特定事業所加算	良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて加算 ①サービス提供体制の整備 ②良質な人材の確保 ③重度障害者への対応	加算（IV）新設経過措置の見直し等	加算（IV）「中重度の利用者を重点的に受け入れるとともに、人員基準を上回る常勤のサービス提供責任者を配置する事業所を評価」を新設。重度訪問介護及び行動援護は、平成27年3月31日までのサービス提供責任者に係る算定要件の経過措置の廃止、重度訪問介護は新たに実務経験6千時間以上の規定を設定。	○		※4（加算（IV））	加算（IV）は居宅介護、同行援護、行動援護
	喀痰吸引等支援体制加算	特定事業所加算（Ⅰ）を算定していない事業所において、介護職員等がたんの吸引等を実施した場合の支援体制を評価して算定	—		×	—		
居宅介護	福祉専門職員等連携加算（仮称）		新設	福祉専門職員等との連携を新たに加算により評価、初回サービス開始日から90日間、3回を限度に算定。	×	—		
重度訪問介護	行動障害支援連携加算（仮称）		新設	サービス提供責任者が「支援計画シート」と及び「支援手順書兼記録用紙」の作成者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合、初回サービス開始から30日前、1回を限度に算定。	×	—		
行動援護	行動障害支援指導連携加算（仮称）		新設	支援計画シート等の作成者が重度訪問介護事業所のサービス提供責任者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合、重度訪問介護に移行する月、1回を限度に算定。	×	—		
	支援計画シート未作成減算		新設	支援計画シート等の作成を必須化するとともに、未作成の場合は所定単位数の5%を減算。平成30年3月31日までの経過措置を設定。	×	—		
療養介護	特例対象	18歳以上の障害施設入所者への対応として、児童福祉法に基づく指定基準を満たすことをもって、障害者自立支援法に基づく指定基準を満たしているものとみなす特例措置（重症心身障害児施設からの移行）	—		○	—		
	人員配置体制加算	重症心身障害児施設においては、施設の状況に応じた人員配置がなされている実態があることを踏まえ、療養介護のサービス質区分（Ⅰ）（2：1以上）及び区分（Ⅱ）（3：1以上）について、さらにきめ細かく人員体制を評価し、該当する場合には加算	—		○	人員配置体制加算に係る届出書	○	
生活介護	大規模事業所減算	定員81人以上の大規模事業所（複数の単位で運営されており、かつ、生活支援員等の勤務体制が当該単位ごとに明確に区分されている場合にあっては、当該単位ごとの定員が81人以上の中にも限る。）については、基本報酬の1000分の991を算定	—		○	—		
	人員配置体制加算	手厚い人員配置体制をとっている事業所によるサービスについて加算	—		○	人員配置体制加算に係る届出書	○	
	リハビリテーション加算	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等が中心となって、利用者ごとのリハビリテーション計画を作成し、個別のリハビリテーションを行う場合に加算	—		○	リハビリテーション加算に係る届出書		
	送迎加算（重度）	送迎利用者のうち、区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者が100分の60以上いる場合に算定	—		○	送迎加算に係る届出書		
	延長支援加算	日額払いの基本的考え方を維持しつつも、利用者個別のニーズに合わせたサービス利用時間に対応するため、通所による利用者に限り、8時間を超える利用を評価	—		○	延長支援加算に係る届出書		
	開所時間減算	開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%を減算	見直し	開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の30%を減算。 開所時間が4時間以上6時間未満の場合、所定単位数の15%を減算。	×	—		
	医師未配置減算	看護師等により利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じ医療機関への通院等により対応することを前提として医師を配置しない場合	—		○	—		
	常勤看護職員等配置加算（仮称）		新設	看護職員を常勤換算で1以上配置している事業所を評価する加算を新設。	?	?	?	

平成27年度の報酬改定（案）に係る障害福祉サービス関係加算等一覧

- ※1 体制等状況一覧への記入による事前届出が必要な加算については、「体制等状況一覧への記載の有無」の欄に「○」をしています。したがって、「×」としているものについては、事前届出は不要の加算です。
- ※2 「前年度の実績等を届け出ることが条件の加算等」の欄に「○」が入っている加算については、新規・継続ともに4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。
- ※3 平成27年4月以降に加算を算定する全ての事業所（平成27年3月現在加算を算定している事業所を含む）について、4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。
- ※4 平成27年4月の報酬改定（案）により新設・見直しされる加算のため、4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。

提供サービス	加算等名	加算等内容の説明（H26現在）	H 2 7 報酬改定（案）の影響	H 2 7 報酬改定（案）	体制等状況一覧への記載の有無※1	個別届出書の様式名	前年度の実績等を届け出ることが条件の加算等※2	備考
短期入所	医療型特定短期入所サービス費（Ⅳ～Ⅵ）	医療型短期入所における夜間のみのニーズへの対応として、医療型短期入所を利用する日に他の日中活動系サービスを利用する場合の報酬区分を創設	—		×	—		福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）、（Ⅳ）の医療型版
	単独型加算	障害者支援施設等の入所施設以外の事業所においてサービスを提供した場合に加算	見直し	利用者が日中活動を利用した日（入所日及び退所日を除く）であって、短期入所事業所による支援が18時間を超える場合に現行の単独型加算に追加して加算（100単位/日）。	○	—	※4	
	栄養士配置加算	管理栄養士又は栄養士を1名以上配置し、利用者の栄養管理を適切に行っている場合に加算	—		○	栄養士配置加算に係る届出書		
	特別重度支援加算（Ⅰ）	医療ニーズの高い障害児・者に対する計画的な医療的管理や療養上必要な措置を評価する加算を創設 特別重度支援加算（Ⅰ）については、超重症児・者又は準超重症児・者に必要な措置を講じた場合に算定	—		×	—		
	特別重度支援加算（Ⅱ）	特別重度支援加算（Ⅱ）については、超重症児・者又は準超重症児・者以外の医療ニーズの高い障害児・者（例：常時頻回の喀痰吸引を実施している者、呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態の者等）に必要な措置を講じた場合に算定	—		×	—		
	緊急短期入所体制確保加算	利用定員の100分の5に相当する空床を確保し、緊急時に短期入所を提供できる体制を整備しており、かつ過去3ヶ月における利用率が100分の90以上である場合に、利用者全員に対して算定。ただし、連続する3ヶ月において当該加算を算定しなかった場合は、続く3ヶ月は算定しない。	見直し	左記下線部の要件（連続する3ヶ月において加算を算定しなかった場合は、続く3ヶ月は算定しない）を削除。	○	緊急短期入所体制確保加算に係る届出書	(○)	前3月の利用実績を確認
	緊急短期入所受入加算	緊急短期入所体制確保加算を算定している場合であって、指定短期入所を行った日から起算して7日を限度として、当該緊急利用者に対して算定。ただし、連続する3ヶ月において当該加算を算定しなかった場合は、続く3ヶ月は算定しない。	見直し	短期入所を「利用した日から7日を限度として算定」を「利用を開始した日に限り算定」に見直し、左記下線部の要件（連続する3ヶ月において加算を算定しなかった場合は、続く3ヶ月は算定しないこと等）を削除	×	—		
	医療連携体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）	医療連携機関等との連携により看護職員が事業所を訪問して利用者に対して、看護を行った場合や介護職員等にたんの吸引等の係る指導を行った場合	見直し	短期入所における支援時間が日中活動系サービスと比較して長いことを勘案し、加算単位を引き上げ。	×	—		
	重度障害者支援加算	重度障害者等包括支援の対象者に相当する状態にある者に対してサービスを提供した場合	見直し	強度行動障害を有する者に対し、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が支援を行った場合、さらに10単位/日を加算。	×	—		

平成27年度の報酬改定（案）に係る障害福祉サービス関係加算等一覧

- ※1 体制等状況一覧への記入による事前届出が必要な加算については、「体制等状況一覧への記載の有無」の欄に「○」をしています。したがって、「×」をしているものについては、事前届出は不要の加算です。
- ※2 「前年度の実績等を届け出ることが条件の加算等」の欄に「○」が入っている加算については、新規・継続ともに4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。
- ※3 平成27年4月以降に加算を算定する全ての事業所（平成27年3月現在加算を算定している事業所を含む）について、4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。
- ※4 平成27年4月の報酬改定（案）により新設・見直しされる加算のため、4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。

提供サービス	加算等名	加算等内容の説明（H26現在）	H27報酬改定（案）の影響	H27報酬改定（案）	体制等状況一覧への記載の有無※1	個別届出書の様式名	前年度の実績等を届け出ることが条件の加算等※2	備考
共同生活援助	大規模住居等減算	共同生活住居の規模が一定以上の場合減算 （入居定員8人以上—基本単位数の95%、21人以上—基本単位数の93%、一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上95%）	—		○	—		
	夜間支援等体制加算（Ⅰ）	「夜勤」を行う夜間支援従事者を配置する共同生活住居の利用者について算定	見直し	月単位ではなく、日単位で加算を算定できるように見直し、加算（Ⅰ）に3人以下の利用者を支援した場合の新たな区分を創設。現行の経過措置は平成27年3月31日で廃止。	○	夜間支援体制加算届出書	※3	
	夜間支援等体制加算（Ⅱ）	「宿直」を行う夜間支援従事者を配置する共同生活住居の利用者について算定			○		※3	
	夜間支援等体制加算（Ⅲ）	「夜間防災体制」又は「夜間に常時の連絡体制」を確保している共同生活住居の利用者について算定			○			
	自立生活支援加算	以下の①、②の要件を満たしている場合に加算 ①事業者について過去2年間に単身生活等に移行した者が定員の5割以上であり、かつ、そのうち、移行後の生活が6か月以上継続している者が5割以上 ②対象者ごとに、6か月以内の移行に関する個別支援計画について市町村の承認を得る	—		○	自立生活支援加算に係る届出書		
	地域生活移行個別支援特別加算	医療観察法に基づく通院医療の利用者、刑務所出所者等に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合に加算	—		○	地域生活移行個別支援特別加算に係る届出書		
	通勤者生活支援加算	一般の事業所で就労する利用者が50%以上を占めている事業所において、利用者の自活に向けた支援の質の向上を図るために、主に日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言、金銭管理の指導等、日常生活上の支援を行っている場合	—		○	通勤者生活支援加算に係る届出書	○	
	重度障害者支援加算	障害程度区分6であって、重症心身障害者等重度障害者等包括支援の対象となる者が、2人以上利用している場合であって、通常の介護体制に加えて、より手厚いサービスを提供した場合	見直し	一部の従業者に対し、一定の研修の受講を課すとともに、事業所全ての利用者ではなく重度障害者のみに対する評価へ見直し。重度障害者が1人の事業所についても算定対象とする。	○	—	※4	
	日中支援加算（Ⅰ）	65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者であって、日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難な利用者に対して必要な支援を行ったとき	—		×	—		
	日中支援加算（Ⅱ）	やむを得ず予定していた日中活動を休んだことにより日中を共同生活住居で過ごす利用者に対する支援を評価。算定対象となる日中活動は、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労維持支援、就労、地域活動支援センター。	見直し	算定対象となる日中活動を拡大（介護保険サービスの（介護予防）通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、精神科医療の精神科デイ・ケア、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ナイト・ケアを追加）	×	—		
	入院時支援特別加算	病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行ふとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合	—		×	—		
	帰宅時支援加算	利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保を行った場合	—		×	—		
	医療連携体制加算（Ⅴ）	日常的な健康管理、医療ニーズへの適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所の場合	—		○	医療連携体制加算5に係る届出書		

平成27年度の報酬改定（案）に係る障害福祉サービス関係加算等一覧

- ※1 体制等状況一覧への記入による事前届出が必要な加算については、「体制等状況一覧への記載の有無」の欄に「○」をしています。したがって、「×」としているものについては、事前届出は不要の加算です。
- ※2 「前年度の実績等を届け出ることが条件の加算等」の欄に「○」が入っている加算については、新規・継続ともに4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。
- ※3 平成27年4月以降に加算を算定する全ての事業所（平成27年3月現在加算を算定している事業所を含む）について、4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。
- ※4 平成27年4月の報酬改定（案）により新設・見直しされる加算のため、4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。

提供サービス	加算等名	加算等内容の説明（H26現在）	H27報酬改定（案）の影響	H27報酬改定（案）	体制等状況一覧への記載の有無※1	個別届出書の様式名	前年度の実績等を届け出ることが条件の加算等※2	備考
施設入所支援	栄養士配置減算	報酬請求事務の簡素化を図る観点から、栄養士配置加算を基本報酬に組み込む。なお、管理栄養士若しくは栄養士が配置されていない場合又は配置されている管理栄養士若しくは栄養士が常勤でない場合には一定の減算	—		○	—		
	栄養マネジメント加算	常勤の管理栄養士（平成27年3月31日までは、管理栄養士又は栄養管理業務に関し、5年以上の実務経験を有する栄養士を含む）を配置し、栄養ケア計画を作成して栄養管理を行っている場合に加算	加算見直し	平成27年3月31日までとされている管理栄養士の配置要件の経過措置（左記下線部）を廃止。	○	栄養マネジメント加算に係る届出書		
	経口移行加算	医師の指示に基づき経口移行計画を作成し、当該計画に従って経口による食事摂取を進めるための栄養管理を行った場合に加算	—		—	—		
	経口維持加算	医師又は歯科医師の指示に基づき、経口維持計画を作成し、当該計画に沿って維持して経口による食事摂取を進めるための特別の管理を行った場合に加算	—		—	—		
	入院・外泊時加算（Ⅰ）	報酬請求事務の簡素化を図る観点から、いざれも入院時の支援に係るものである入院・外泊時加算及び長期入院等支援加算について、統合して整理する。 利用者が病院等に入院した場合や居宅へ外泊した場合等に、所定単位数に代えて算定 加算（Ⅰ）8日を限度として算定 加算（Ⅱ）：加算（Ⅰ）に引き続いて82日を限度として算定	—		×	—		
	入院・外泊時加算（Ⅱ）		—		×	—		
	夜勤職員欠如減算	夜勤を行う生活支援員の配置基準を満たしていない場合に、その翌月について減算	—		○	—		
	夜勤職員配置体制加算	夜勤職員の配置体制を手厚くしている場合に加算	—		○	夜勤職員配置体制加算・夜間看護体制加算に係る届出書	○	
	夜間看護体制加算	生活支援員に替えて看護職員を配置している場合に加算	—		○	夜間看護体制加算に係る届出書	○	
	重度障害者支援加算（Ⅰ）		—		○	重度障害者支援加算（Ⅰ）に係る届出書	○	
	重度障害者支援加算（Ⅱ）	重度障害者に対する手厚い支援体制がとられている場合に加算	見直し	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置した体制を整えた場合（7単位/日）及び強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害者を有する者に対して夜間に個別の支援を行った場合（180単位/日）に加算。従来の当該加算を算定していた事業所は、強度行動障害支援者養成研修については、平成30年3月31日まで研修受講計画の作成で足りる経過措置を設定。	○	重度障害者支援加算（Ⅱ）に係る届出書	※3	
	地域生活移行個別支援特別加算	医療観察法に基づく通院医療の利用者、刑務所出所者等に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合に加算	—		○	地域生活移行個別支援特別加算に係る届出書		

平成27年度の報酬改定（案）に係る障害福祉サービス関係加算等一覧

- ※1 体制等状況一覧への記入による事前届出が必要な加算については、「体制等状況一覧への記載の有無」の欄に「○」をしています。したがって、「×」としているものについては、事前届出は不要の加算です。
- ※2 「前年度の実績等を届け出ることが条件の加算等」の欄に「○」が入っている加算については、新規・継続とともに4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。
- ※3 平成27年4月以降に加算を算定する全ての事業所（平成27年3月現在加算を算定している事業所を含む）について、4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。
- ※4 平成27年4月の報酬改定（案）により新設・見直しされる加算のため、4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。

提供サービス	加算等名	加算等内容の説明（H26現在）	H27報酬改定（案）の影響	H27報酬改定（案）	体制等状況一覧への記載の有無※1	個別届出書の様式名	前年度の実績等を届け出ることが条件の加算等※2	備考
自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 宿泊型自立訓練	訪問訓練	居宅の訪問による訓練を行った場合は機能訓練サービス費（II）又は生活訓練サービス費（II）を算定	－		○	－		
	標準利用期間超過減算	事業者ごとの平均利用期間を6か月以上超える場合に減算	－		○	－		
	地域移行支援体制強化加算	利用者の地域移行を促進するため、地域移行支援員を手厚く配置している場合に加算	－		○	地域移行支援体制強化加算に係る届出書	○	宿泊型自立訓練のみ
	リハビリテーション加算	理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士等が中心となって、利用者ごとのリハビリテーション計画を作成し、個別のリハビリテーションを行う場合に加算	－		○	リハビリテーション加算に係る届出書		自立訓練（機能訓練）のみ
	短期滞在加算	平成24年3月31日までの間に限りとされていた、平成21年3月31において現に継続的に居室の提供を受けている者が利用している場合の短期滞在加算について廃止	－		○	短期滞在加算・精神障害者退院支援施設加算に係る届出書		
	精神障害者退院支援施設加算	精神科病院の精神病床を転換した事業所等において、精神病床に概ね1年程度入院していた退院患者等に対し、自立訓練を利用している間の夜間の居住の場を提供した場合に加算	－		○	短期滞在加算・精神障害者退院支援施設加算に係る届出書		自立訓練（生活訓練）のみ
	通勤者生活支援加算	一般の事業所で就労する利用者が50%以上を占める宿泊型自立訓練事業所において、利用者の自活に向けた支援の質の向上を図るために、主に日中において、職場での対人関係の調整や相談・援助、金銭管理の指導等、日常生活上の支援を行っている場合	－		○	通勤者生活支援加算に係る届出書	○	宿泊型自立訓練のみ
	地域生活移行個別支援特別加算	医療觀察法に基づく通院医療の利用者、刑務所出所者等に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合に加算	－		○	地域生活移行個別支援特別加算に係る届出書		宿泊型自立訓練のみ
	看護職員配置	健庫上の管理などの必要がある利用者に対応するため、看護職員を配置している事業所を評価する加算を創設	－		○	看護職員配置加算に係る届出書		自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練
	夜間支援体制加算（Ⅰ） (仮称)	現夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ）は、防災体制が適切に確保されていると認められる場合に算定	見直し	夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ）から名称変更。 夜勤を配置した場合に夜間支援対象利用者数に応じて算定。	○		※4	宿泊型自立訓練のみ
	夜間支援体制加算（Ⅱ） (仮称)	現夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）は、利用者の緊急事態等に対応するための連絡体制・支援体制が適切に確保されていると認められる場合に算定	見直し	夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）から名称変更。 宿直を配置した場合に夜間支援対象利用者数に応じて算定。	○	夜間支援体制加算（Ⅱ） (仮称)に係る届出書	※4	宿泊型自立訓練のみ
	夜間支援体制加算（Ⅲ） (仮称)	－	新設	夜間及び深夜を通じて常時の連絡体制又は防災体制を確保している場合に算定。	○		※4	宿泊型自立訓練のみ
	日中支援加算	やむを得ず予定していた日中活動を休んだことにより日中を宿泊型自立訓練事業所で過ごす利用者に対する支援を評価。算定対象となる日中活動は、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労、地域活動支援センター。	見直し	算定対象となる日中活動を拡大（介護保険サービスの（介護予防）通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、精神科医療の精神科デイ・ケア、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ナイト・ケアを追加）	×	－		

平成27年度の報酬改定（案）に係る障害福祉サービス関係加算等一覧

- ※1 体制等状況一覧への記入による事前届出が必要な加算については、「体制等状況一覧への記載の有無」の欄に「○」をしています。したがって、「×」としているものについては、事前届出は不要の加算です。
- ※2 「前年度の実績等を届け出ることが条件の加算等」の欄に「○」が入っている加算については、新規・継続ともに4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。
- ※3 平成27年4月以降に加算を算定する全ての事業所（平成27年3月現在加算を算定している事業所を含む）について、4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。
- ※4 平成27年4月の報酬改定（案）により新設・見直しされる加算のため、4月の別途定める期日までに体制届を提出する必要があります。

提供サービス	加算等名	加算等内容の説明（H26現在）	H27報酬改定（案）の影響	H27報酬改定（案）	体制等状況一覧への記載の有無※1	個別届出書の様式名	前年度の実績等を届け出ることが条件の加算等※2	備考
就労移行支援	標準利用期間超過減算	事業者ごとの平均利用期間を6か月以上超える場合に減算	－		○	－		
	就労定着実績減算	一般就労への移行実績がない場合には、「過去3年間の就労定着者数が0の場合は基本単位数の8.5%を算定、また、過去4年間の就労定着者数が0の場合は基本単位数の7.0%を算定」	見直し	「過去2年間の就労移行者数が0の場合」の減算を削除するとともに、「過去3年間、4年間の就労定着者数が0の場合」の減算を強化（就労継続支援A型に移行した利用者は就労移行者及び就労定着者数には含まれない。）	○	－	※4	
	就労支援関係研修修了加算	一般就労への移行支援の質の向上を図る観点から、そのノウハウを習得する研修の修了者等を就労支援員として配置する場合に加算	－		○	就労支援関係研修修了加算に係る届出書		
	就労移行支援体制加算	一般就労への移行後、6か月以上継続して就労している者（就労定着者）が前年度及び前々年度において利用定員の一定割合である場合に加算	廃止		－			
	就労定着支援体制加算（仮称）	－	新設	利用者の就労定着期間に着目した加算を削除。加算を算定する前年度において、一定の期間継続して就労している者又は就労していた者の数を利用定員で除した数に応じて所定の単位数を加算。（就労継続支援A型に移行した利用者は就労定着実績には含まれない。）	○	○		
	精神障害者退院支援施設加算	精神科病院の精神病床を転換した事業所等において、精神病床に概ね1年程度入院していた退院患者等に対し、自立訓練を利用している間の夜間の居住の場を提供した場合に加算	－		○	精神障害者退院支援施設加算に係る届出書		
	移行準備支援体制加算（Ⅰ）	職場実習等は一般就労へ向けて効果が高いことを踏まえ、支援期間中に原則としてすべての利用者に職場実習等を実施していると認められる事業所について、報酬上評価	－		○	移行準備支援体制加算（Ⅰ）に係る届出書	○	
	移行準備支援体制加算（Ⅱ）	算定要件として、就労単位（就労移行支援事業の訓練が3人以上の者に対して一括に行われるものをいう。）ごとに実施すること。	算定要件見直し	就労支援単位として1ユニット当たりの最低定員が3人以上とされている算定要件を緩和し、1人でも算加の算定を可能とする	×	－		
就労継続支援	重度者支援体制加算	前年度における障害基礎年金1級を受給する利用者が、利用者数の（Ⅰ）50%以上、（Ⅱ）25%～50%、（Ⅲ）5%～25%（旧法施設からの移行のみ）の割合に応じて算定	一部廃止	加算（Ⅲ）（平成27年3月31日までの経過措置）を廃止。	○	重度者支援体制加算に係る届出書	○	
	就労移行支援体制加算	一般就労への移行後、6か月継続して就労している者が前年度において定員の5%以上である場合に加算	－		○	就労移行支援体制加算に係る届出書	○	
	目標工賃達成加算（Ⅰ）	－	新設	以下の①～④のいずれにも該当する場合 ①前年度の工賃実績が、原則として、前々年度の工賃実績以上 ②前年度の工賃実績が、地域の最低賃金の2分の1以上 ③前年度の工賃実績が、都道府県等に届け出た工賃の目標額以上 ④工賃向上計画を作成していること	○			就労継続支援B型のみ
	目標工賃達成加算（Ⅱ）	以下の①～③のいずれにも該当する場合 ①前年度の工賃実績が、地域の最低賃金の3分の1以上 ②前年度の工賃実績が、都道府県等に届け出た工賃の目標額以上 ③工賃向上計画を作成していること	加算（Ⅰ）から名称変更及び算定要件見直し		○	目標工賃達成加算に係る届出書	(前々年度実績の届出も必要) ※H27提出時期は別途連絡	就労継続支援B型のみ
	目標工賃達成加算（Ⅲ）	以下の①～②のいずれにも該当する場合 ①前年度の工賃実績が、事業所別平均工賃の100分の80に相当する額を超えてであること ②工賃向上計画を作成していること	加算（Ⅱ）から名称変更及び算定要件見直し	算定要件に「前年度の工賃実績が、前々年度の工賃実績以上」を追加。	○			就労継続支援B型のみ
	目標工賃達成指導員配置	目標工賃達成指導員を配置することにより、手厚い人員体制（職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上であること）をもって、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う場合	算定要件の見直し	目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置することを算定要件に追加。	○	目標工賃達成指導員配置に係る届出書	※H27提出時期は別途連絡	就労継続支援B型のみ
	短時間利用減算	週20時間未満の利用者（短時間利用者）の占める割合が高い場合に減算（平成24年10月施行）	見直し	短時間利用に係る減算の仕組みについて、雇用契約を締結している利用者の利用時間の平均（1日当たり）が5時間未満の場合に、当該時間数に応じて減算。（平成27年10月施行）	×	－		就労継続支援A型のみ
	施設外就労加算	算定要件として、就労単位（就労継続支援事業の訓練が3人以上の者に対して一括に行われるものをいう。）ごとに実施すること。	見直し	左記下線部（1就労単位当たりの最低定員が3人以上）を削除。算定要件を緩和し、1人でも算定可能とする。	×	－		

案

事務連絡
平成27年4月 日

該当指定障害福祉サービス事業所等管理者 殿

(施設入所支援、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A・B型)

岡山県保健福祉部障害福祉課

前年度の実績を届け出ることが条件となっている加算に係る届出について

前年度の実績（前年度の平均利用者数等）を届け出ることによって算定することができる加算について、平成27年4月から加算を算定する場合は、平成27年3月31日までの1年間（年度途中の新設事業所等は1年未満）の実績を基に算定し、提出期限までに該当加算の届出書の提出をお願いします。

記

1 前年度の実績を届け出ることが条件となっている加算

■施設入所支援

- ・夜勤職員配置体制加算
- ・夜間看護体制加算
- ・重度障害者支援加算！

■日中活動系サービス

- ・人員配置体制加算（療養介護、生活介護）

・視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A・B）

【*ただし施設入所支援・宿泊型自立訓練・共同生活援助は、平成27年度より算定可能となるため、4月30日までに新規の加算として届け出ること。】

- ・通勤者生活支援加算（宿泊型自立訓練）
- ・地域移行支援体制強化加算（宿泊型自立訓練）
- ・重度者支援体制加算（就労継続支援A・B）
- ・移行準備支援体制加算！（就労移行支援）
- ・就労移行支援体制加算（就労継続支援A・B）
- ・就労定着支援体制加算（就労移行支援）

【*ただし、平成27年度より算定可能となるため、4月30日までに新規の加算として届け出ること。】

(注)目標工賃達成加算(Ⅰ)及び目標工賃達成指導員加算については、工賃向上計画の添付が必要となるため、平成27年度については後日、改めて届出の通知をします。なお、目標工賃達成加算(Ⅱ)については、岡山県の平均工賃月額公表後に届出になりますので、こちらも改めて通知します。

- 2 提出書類（様式は県障害福祉課ホームページ「障害者総合支援法・児童福祉法関係」→「事業者の指定申請・変更届・体制届について」に掲載します。）
- ・各種加算に係る届出書及びその添付資料

※体制状況に変更がある場合は以下の届出書も必要です。

- ・介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に係る届出書（様式第2号）
- ・介護給付費及び訓練等給付費の額の算定係る体制状況一覧表

3 提出先及び提出期限

(提出先) 各事業所を所管する各県民局

事業所の所在地	提出先	連絡先
備前県民局管内 (岡山市を除く)	〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17 備前県民局健康福祉課事業者第二班	TEL086-272-3995
備中県民局管内 (倉敷市、新見市を除く)	〒710-8530 倉敷市羽島1083 備中県民局健康福祉課事業者第二班	TEL086-434-7064
美作県民局管内	〒708-0051 津山市椿高下114 美作県民局健康福祉課事業者班	TEL0868-23-1291

(提出期限) 平成27年4月15日(水)必着

4 提出部数

2部（正本1部、副本1部）

5 その他

- ・現在、加算を算定している事業所等で、4月から引き続き同じ加算を算定する場合も必ず届出が必要となります。
- ・前年度の実績により、加算を算定できなくなつたときは、速やかに届け出してください。（届出先は3のとおり）
- ・人員配置基準の見直しに係る申出書と合わせて提出してください。
- ・人員配置基準の見直しに係る申出書で積算した平均利用者数との整合を図るようにしてください。
- ・提出期限は厳守してください。

案

事務連絡
平成27年4月 日

該当指定障害福祉サービス事業所等 管理者 殿
(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A・B型、施設入所支援、共同生活援助)

岡山県保健福祉部障害福祉課

人員配置基準等の見直しに係る申出書の提出について

障害福祉行政の推進につきましては日頃より格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、特定の障害福祉サービスにおいては、前年度の利用者の平均値によって、人員配置が決定される仕組みとなっており、毎年度4月1日を基準日として1年の実績により見直しを行うこととなっています。つきましては、平成27年4月1日基準日において求めた人員配置について下記のとおり提出願います。なお、見直しの結果、配置人員に変更がない場合も提出してください。

記

1 提出書類（様式は県障害福祉課ホームページ「障害者総合支援法」→「事業者の指定申請・変更届・体制届について」に掲載します。）

- ① 人員配置基準の見直しに係る申出書及び別表
- ② 平均障害程度区分の算定に係る別表及び付表3-1（生活介護のみ）
- ③ 指定に係る記載事項（付表）
- ④ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- ⑤ 組織体制図

※人員配置及び加算等に変更があるときのみ追加で提出する書類

変更届出書（様式第4号）

- ・介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等状況一覧表
- ・介護給付費及び訓練等給付費の算定に係る体制等状況一覧表
- ・各種加算届

2 提出先及び提出期限

（提出先） 各事業所を所管する各県民局

事業所の所在地	提出先	連絡先
備前県民局管内 (岡山市を除く)	〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17 備前県民局健康福祉課事業者第二班	TEL086-272-3995
備中県民局管内 (倉敷市、新見市を除く)	〒710-8530 倉敷市羽島1083 備中県民局健康福祉課事業者第二班	TEL086-434-7064
美作県民局管内	〒708-0051 津山市椿高下114 美作県民局健康福祉課事業者班	TEL0868-23-1291

（提出期限） 平成27年4月15日（水）

3 提出部数

2部（正本1部、副本1部）

【留意事項・提出対象外事業所】

- ・平成26年5月1日以降に新たに事業を開始して指定を受けた事業所
- ・平成26年5月1日以降に定員の増減があった事業所
- ・なお、上記の提出対象外事業所は、指定通知書、指定変更通知書又は変更届出書受理通知書の留意事項に従い平成利用者数の報告、見直しをしてください。

案

事務連絡
平成27年4月 日

就労継続支援事業所（A・B型）管理者 殿

岡山県保健福祉部障害福祉課

平成26年度工賃（賃金）実績及び目標工賃の提出について

障害福祉行政の推進につきましては日頃より格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、各就労継続支援事業所（A・B型）においては、障害者の就労支援を推進するため、利用者がより適切な就労関係事業を選択できるように、毎年、工賃（賃金）実績の提出を求め、当該実績を事業所情報として幅広く公表することとなっています。

つきましては、前年度の工賃（賃金）実績について下記のとおり提出願います。

記

1 提出書類（様式は県障害福祉課ホームページ「障害者総合支援法」→「障害者の就労支援・地域移行支援について」→「平成26年度工賃（賃金）実績及び目標工賃の提出について」に掲載しています。）

- ① 平成26年度工賃（賃金）実績、目標工賃報告書
- ② 工賃（賃金）実績算定表（日数及び時間数を必ず記載してください。）

2 提出先及び提出期限

（提出先） 各事業所を所管する各県民局又は市

※事業所の所在地が岡山市、倉敷市、新見市の場合は、各市に提出してください。

事業所の所在地	提出先	連絡先
備前県民局管内 (岡山市を除く)	〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17 備前県民局健康福祉課事業者第二班	TEL086-272-3995
備中県民局管内 (倉敷市、新見市を除く)	〒710-8530 倉敷市羽島1083 備中県民局健康福祉課事業者第二班	TEL086-434-7064
美作県民局管内	〒708-0051 津山市椿高下114 美作県民局健康福祉課事業者班	TEL086-23-1291
岡山市	〒700-0913 岡山市北区大供3丁目1-18KSB会館4F 岡山市保健福祉局事業者指導課	TEL086-212-1015
倉敷市	〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 倉敷市保健福祉局福祉部障がい福祉課	TEL086-426-3305
新見市	〒718-8501 岡山県新見市新見310-3 新見市福祉部福祉課 施設指導係	TEL086-772-6125

（提出期限） 平成27年4月15日（水） 期限厳守

3 提出部数

2部（正本1部、副本1部）

※事業所の所在地が岡山市、倉敷市、新見市の場合は、各市あてに2部（正本1部、副本1部）提出してください（うち1部が県提出用）。

4 その他

- ・「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型・B型）における留意事項について（平成19年4月2日障障発第0402001号、平成24年3月30日障障発0330第6号改正現在）」にご留意の上、作成してください。（県障害福祉課ホームページへ掲載しています。）
- ・「工賃（賃金）実績算定表」は、表欄外の※1～※3の注意事項に十分ご留意の上、作成してください。
- ・このうち※3には、「月の途中において、利用開始又は終了した者の当該月の工賃は、工賃実績から除外してください。（入・退院者や医師の診断による自宅療養者も同様とします。）」と記載していますが、体調の都合等により、月に数回しか通えない障害者等は除外されませんのでご注意ください。

【留意事項・提出対象外事業所】

- ・平成27年3月2日以降に事業を開始した事業所（実績が1か月に満たない事業所）

事務連絡
平成 27 年 3 月 17 日

都道府県 各 指定都市 障害保健福祉主管課（室） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する取扱い」の送付について
「障害保健福祉施策の推進については、日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 27 年 3 月 6 日開催の全国障害保健福祉関係主管課長会議資料において、
福祉・介護職員処遇改善加算等の取扱いに關し、「具体的な内容については、現在検討
中であり、今後、追って連絡する」旨お伝えしていたところですが、今般、別添のと
おり「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する取扱い」について送付しますので、各
都道府県市におかれでは、管内市区町村、関係団体、関係機関に速やかに情報提供を
お願いいたします。

特に、10 頁の「7. 平成 27 年度当初の特例」についてご留意願います。

なお、当該資料については、当該加算の取扱いの考え方を示すものであり、正式な
内容については、今後、当該加算に係る通知等によりご連絡いたします。
また、本件に関する照会等については、下記連絡先にメールにてお願いいたします。

(連絡先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 福祉サービス係、評価・基準係
Mail : hyoukakijyun3@mhlw.go.jp

福祉・介護職員処遇改善加算等に関する取扱い

1. 基本的考え方

- 平成23年度まで実施されていた福祉・介護職員処遇改善交付金（以下「交付金」という。）、及び平成24年度から実施されている福祉・介護職員処遇改善加算（以下「現加算」という。）による賃金改善（いずれも福祉・介護職員1人月額15,000円相当。）について、新たに充実した加算（福祉・介護職員1人月額27,000円相当。以下「新加算」という。）を創設するもの。

- 新加算の創設に伴い、福祉・介護職員処遇改善加算（以下「加算」という。）の取扱いについては、以下のとおりとする。

- なお、福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについても、加算の対象となる職種やキャリアパス要件等の届出書に関する事項を除き、同様の取扱いとする。

2. 加算の仕組みと賃金改善の実施

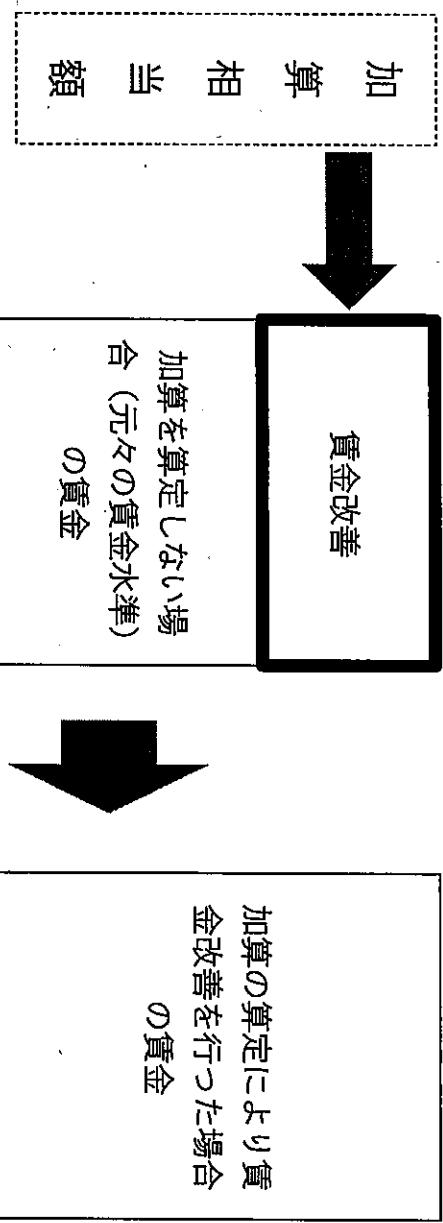
(1) 加算の仕組み

- これまでと同様、事業者は、基本サービス費に各種加算減算を加えた一月当たりの総単位数にサービス別加算率（別添1）を乗じた単位数を取得する。

(2) 加算の算定額に相当する賃金改善の実施

- 事業者は、加算の算定額に相当する福祉・介護職員の賃金（福祉・介護職員が受け取る基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。）のこと）をいう。以下同じ。）の改善（以下「賃金改善」という。）を実施する。
- 「賃金改善」の考え方は、その時点で賃金を支払っている福祉・介護職員にに関して、
 - i 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額
 - ii 加算を算定しない場合（元々の賃金水準）の賃金の総額の差が、賃金改善の総額となる。

※ 「賃金改善」のイメージ



① 加算を算定する直前の時期の賃金水準 (交付金による賃金改善の部分を除く)

又は

② 前年度の賃金水準 (加算による賃金改善の部分を除く)

- (注1) 「賃金水準」とは、賃金の高さの水準をいう。
- (注2) 「元々の賃金水準」とは、

ア これまで加算を算定している事業所の福祉・介護職員については、

① 加算を算定する直前の時期の賃金水準 (交付金を算定していた事業所の福祉・介護職員については、交付金による賃金改善の部分を除いた賃金水準)

又は

② 前年度の賃金水準から、加算の算定による賃金改善の部分を除いた賃金水準

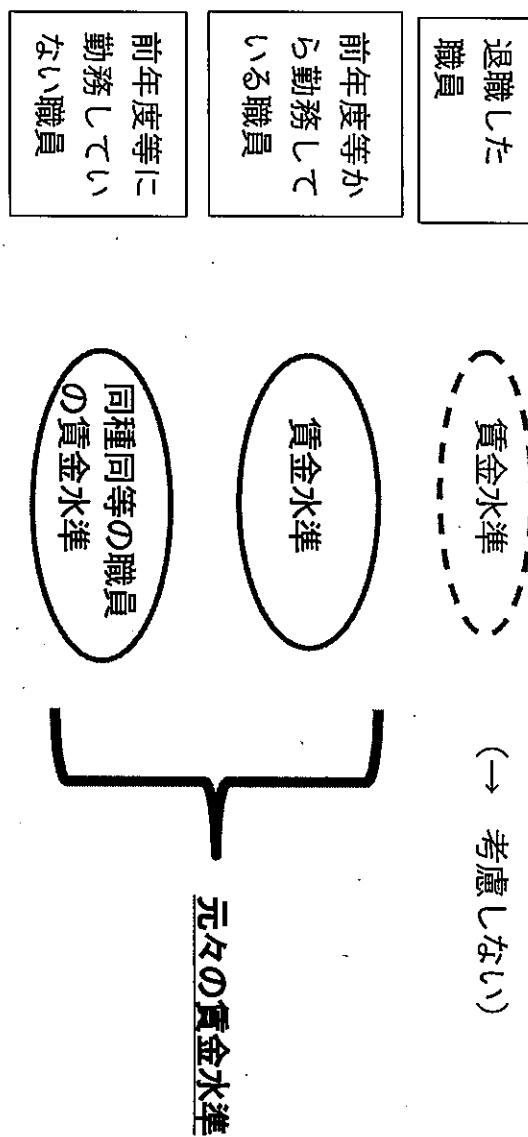
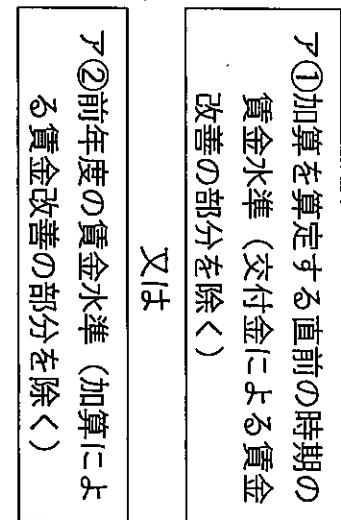
のいずれかをいう。

また、①又は②の時期に勤務していなかった福祉・介護職員については、当該時期の当該福祉・介護職員と同種同等の職員の賃金水準をいう。

イ これまで加算を算定していない事業所の福祉・介護職員については、前年度の賃金水準をいう。

前年度に勤務していなかった福祉・介護職員については、当該時期の当該福祉・介護職員と同種同等の職員の賃金水準をいう。

※ 元々の賃金水準のイメージ



(注3) 賃金改善の額には、これまでと同様、当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

- これまでと同様、定期昇給等を含めた賃金改善とすることができます。
- 加算については、これまでと同様、事業者がサービスごとの加算率に基づき得た額に相当する賃金改善が行われるものであり、個々の福祉・介護職員に対する具体的な処遇改善の方法については事業者が判断するものであるため、すべての福祉・介護職員の賃金が一律に月額27,000円又は15,000円引き上がる仕組みではない。
- 今回の改定は、福祉・介護職員の離職率が高いこと、他の職員の賃金に比べて相対的に低い状況にあること等を踏まえて充実したものであることから、加算の対象は、これまでと同様、福祉・介護職員に限るものである。

3. 福祉・介護職員処遇改善計画書の作成

(1) 計画書の記載事項

- 事業者は、福祉・介護職員の賃金改善に要する費用の見込額が、加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画（福祉・介護職員処遇改善計画書。以下「計画書」という。）を策定し、都道府県知事等（障害福祉サービス等事業所の指定権者が都道府県知事である場合は、都道府県知事とし、障害福祉サービス等事業所の指定権者（基準該当サービスの登録先含む。以下同じ。）が市町村長（特別区を含む。以下同じ。）である場合は、市町村長とする。以下同じ。）に届け出ることとし、その記載事項は、以下のとおりとする。

① 加算の見込額（計算方法を含め、これまでと同様）

② 賃金改善の見込額（以下のとおり見直し）

- i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額
- ii) 加算を算定しない場合（元々の賃金水準）の賃金の総額を記載し、「から」を引いたものを賃金改善の見込額とする。その上で、②の額が①の額を上回るものとする。

③ 賃金改善を行う賃金項目（これまでと同様、基本給、手当、賞与等の別を記載）

④ 賃金改善実施期間（これまでと同様、原則4月から3月まで）

⑤ 賃金改善を行う方法（これまでと同様、賃金改善の実施時期や一人当たりの賃金改善見込額を、可能な限り具体的に記載）

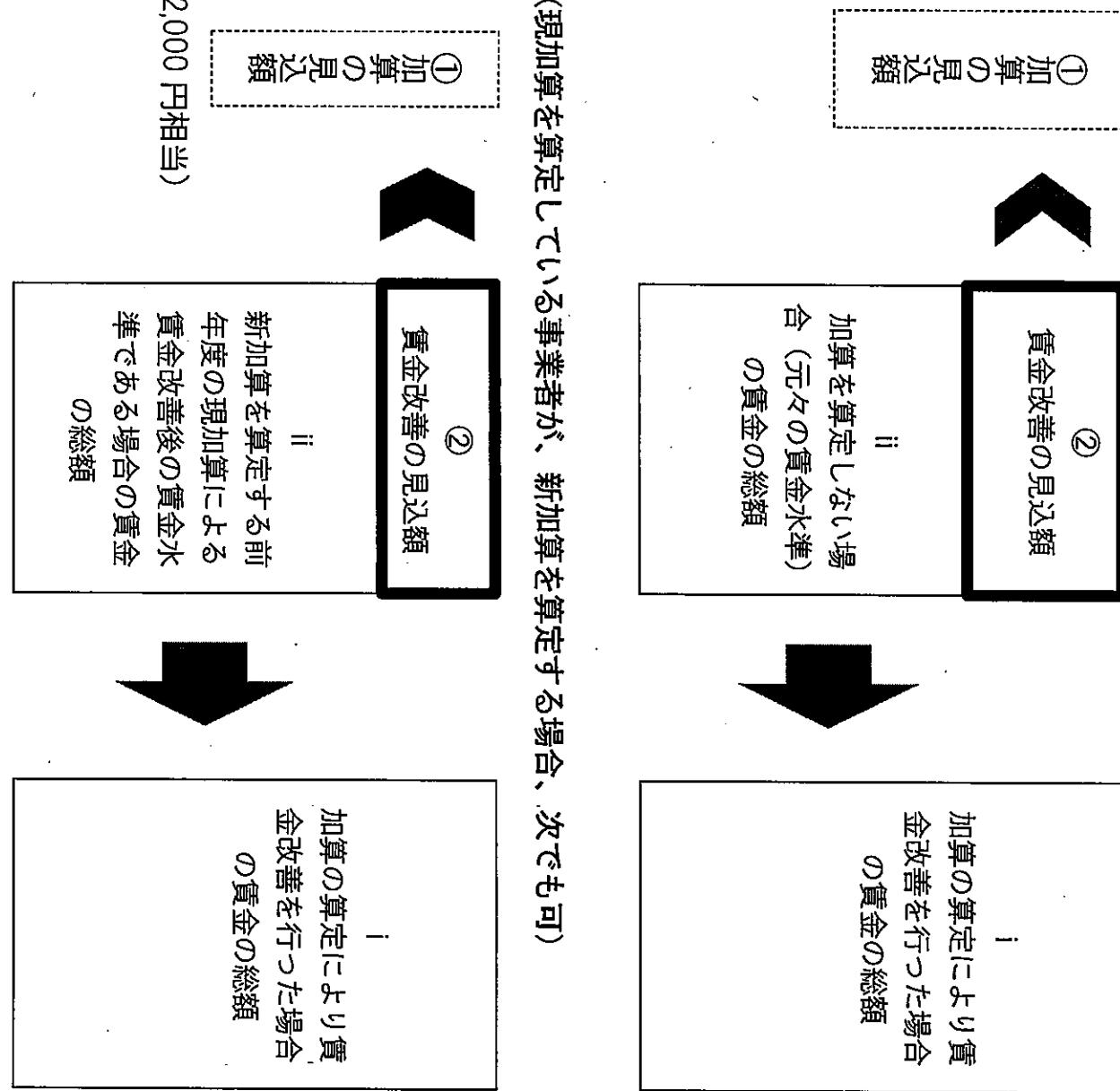
- ただし、事務の簡素化を図る観点から、現加算を算定している事業者が、新加算を算定する場合には、上記①、②について、次の①、②とすることができることとする。

① 新加算のうち、上乗せとなる12,000円相当分の見込額（12,000円相当分の加算率（加算Ⅰと加算Ⅱの差）を用いて算出）

② 現加算と比べた場合の賃金改善の見込額

- i) 新加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額
- ii) 新加算を算定する前年度の現加算による賃金改善後の賃金水準（前年度に勤務していなかった福祉・介護職員については、当該福祉・介護職員と同種同等の職員の賃金水準）である場合の賃金の総額を記載し、i から ii を引いたものを賃金改善の見込額とする。その上で、②の額が①の額を上回るものとする。

※ 計画書における「賃金改善の見込額」等のイメージ



(2) キャリアパス要件等届出書等について

○ 新加算を算定する事業者は、キャリアパス要件の一と二の両方に適合し、また、職場環境等要件（旧定量的要件をいう。以下同じ。）として平成27年4月以降に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を記載した「キャリアパス要件等届出書」を都道府県知事等に届け出ることとする。

○ 職場環境等要件として実施する処遇改善（賃金改善を除く。）として考えられる内容については、（別添2）のとおりである。

○ なお、これまでと同様、加算により得た額に相当する賃金改善が必要であり、職場環境等要件を満たすことやその他の経費については賃金改善の総額に含まれない。

○ その他、必要書類（就業規則、労働保険に加入していることが確認できる書類）の添付、複数の事業所を有する事業者の一括作成の特例については、これまでと同様の取扱いとする。

4. 賃金改善の実績報告

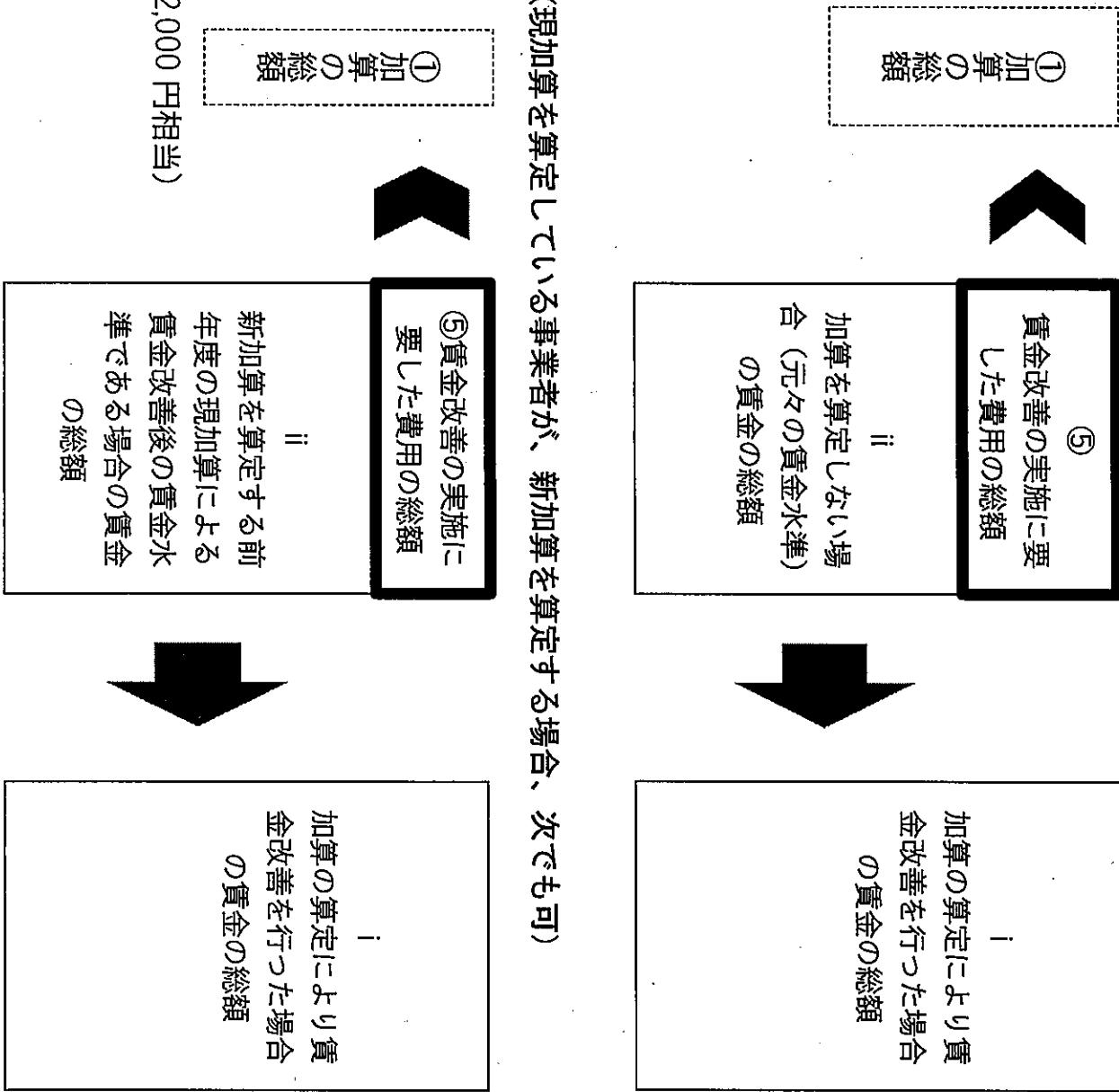
- 事業者は、事業年度ごとに処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告することとし、その記載事項は、以下のとおりとする。

- ① 加算の総額（これまでと同様）
 - ② 賃金改善実施期間（これまでと同様）
 - ③ ②の期間における次の事項（これまでと同様）
 - ア 福祉・介護職員常勤換算数の総額
 - イ 福祉・介護職員に支給した賃金総額
 - ウ 福祉・介護職員一人当たり賃金月額
 - ④ 実施した賃金改善の方法（これまでと同様、「基本給を福祉・介護職員平均で〇〇円改善した」など、具体的に記載）
 - ⑤ ④の実施に要した費用の総額（以下のとおり見直し）
 - i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額（③のイ）
 - ii) 加算を算定しない場合（元々の賃金水準）の賃金の総額を記載し、iからiiを引いたものを賃金改善の実施に要した費用の総額とする。
 - その上で、⑤の額が①の額を上回るようにする。（仮に、下回る場合には、これまでと同様、事業者は福祉・介護職員に一時金等により追加で支払い、⑤の額が①の額を上回るようにする。）
 - ⑥ 福祉・介護職員1人当たり賃金改善額（月額平均）（これまでと同様、⑤の額を③アで除して得た額を記載）
- ただし、事務の簡素化を図る観点から、現加算を算定している事業者が、新加算を算定する場合には、上記①、⑤について、次の①、⑤とすることができる」ととする。
 - ① 新加算のうち、上乗せとなる12,000円相当分の総額（12,000円相当分の加算率（加算Iと加算IIの差）を用いて算出）
 - ⑤ 現加算と比べた場合の賃金改善の実施に要した費用の総額
 - i) 新加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額（③イ）
 - ii) 新加算を算定する前年度の現加算による賃金改善後の賃金水準（前

年度に勤務していないかった福祉・介護職員については、当該福祉・介護職員と同種同等の職員の賃金水準)である場合の賃金の総額を記載し、iからiiを引いたものを賃金改善の実施に要した費用の総額とする。

その上で、⑤の額が①の額を上回るようにする。(仮に、下回る場合には、これまでと同様、事業者は福祉・介護職員に一時金等により追加で支払い、⑤の額が①の額を上回るようにする。)

※ 報告書における「賃金改善の実施に要した費用の総額」等のイメージ



5. 都道府県知事等への変更等の届出

- これまでと同様、福祉・介護職員処遇改善計画書等で届け出た内容に変更がある場合（会社法による合併や事業所の増減等の場合）には、都道府県知事等へ変更の届出を行うこととする。
- また、事業の継続を図るために、福祉・介護職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、以下について確認できる書類（特別な事情に係る届出書（別添3）。以下「届出書」という。）を、都道府県知事等に届け出ることとする。
 - (1) 当該事業所を含む当該法人の収支（障害福祉サービス等事業に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少などにより経営が悪化し、一定期間にわたり収支が赤字である、資金繰りに支障が生じるなどの状況にあること
- (2) 賃金水準の引下げの内容
- (3) 経営及び賃金水準の改善の見込み
- (4) 賃金水準を引き下げることについて、適切に労使の合意を得るなど必要な手続きをとっていること
- 賃金水準を引き下げた後に、(1)の状況が改善した場合には、賃金水準を引き下げ前の水準に戻すこととする。
 - また、賃金水準を引き下げている間は、毎年度の計画書を提出する際に、届出書を再度届け出ることとする。
- 届出に当たり適切に労使の合意等を得ていないこと、届出書を提出していないこと、(1)の状況が改善したにも関わらず賃金水準を引き下げ前の水準に戻していないこと等について、悪質と認められる場合には、当該加算分の返還を求めることとする。
- * 年度末までに結果として計画通りに賞与等が支払えなくなり、賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、その時点で届出書を提出する取扱い。

6. 賃金改善についての職員への周知

- 賃金改善を行う方法については、その内容（賃金改善の対象者、支払いの時期、要件、額等）について計画書等を用いて職員に周知することとする。
- 福祉・介護職員から加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答することとする。

7. 平成27年度当初の特例

- 本年4月から加算の算定を受けようとする事業者については、同年4月15日までに加算に係る計画書の案を都道府県知事等に届け出ることとし、同年4月末までに計画書及び必要な添付書類を確定させた上で届け出なければならぬこととする。

8. 加算の執行における指導監督業務の適切な実施について

- 他の報酬と同様、加算についても、事業者において適切な請求、執行がなされるよう、指定権者において、適切かつ厳正な指導監督を行うようお願いする。その際の留意点については別途お示しする。
- 加算を算定する事業者は、賃金台帳等により、加算に係る支払い状況を適切に記録し保存することとする。

9. 加算の広報について

- 都道府県等におかれでは、リーフレットの活用等により、新加算の趣旨を周知し、新加算の申請が適切に行われるようお願いする。（リーフレットの電子媒体については、別途送付する。）

(別添1)

福祉・介護職員処遇改善加算等のサービス別加算率

サービス名	福祉・介護職員処遇改善加算		福祉・介護職員 処遇改善特別加算
	(I)	(II)(注)	
居宅介護	22.1%	12.3%	4.1%
重度訪問介護	14.0%	7.8%	2.6%
同行援護	22.1%	12.3%	4.1%
行動援護	18.5%	10.3%	3.4%
療養介護	2.5%	1.4%	0.5%
生活介護	3.1%	1.7%	0.6%
重度障害者等包括支援	1.8%	1.0%	0.3%
施設入所支援	5.0%	2.8%	0.9%
自立訓練(機能訓練)	4.1%	2.3%	0.8%
自立訓練(生活訓練)	4.1%	2.3%	0.8%
就労移行支援	4.9%	2.7%	0.9%
就労継続支援A型	4.0%	2.2%	0.7%
就労継続支援B型	3.8%	2.1%	0.7%
共同生活援助(指定共同生活援助)	5.4%	3.0%	1.0%
共同生活援助(外部サービス利用型 指定共同生活援助)	12.4%	6.9%	2.3%
児童発達支援	5.6%	3.1%	1.0%
医療型児童発達支援	10.6%	5.9%	2.0%
放課後等デイサービス	5.9%	3.3%	1.1%
保育所等訪問支援	5.8%	3.2%	1.1%
福祉型障害児入所施設	4.5%	2.5%	0.8%
医療型障害児入所施設	2.5%	1.4%	0.5%

(注) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)は、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の90／100を算定。

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)は、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の80／100を算定。

* 短期入所(併設型・空床利用型)については、本体施設の加算率を適用することとし、短期入所(単独型)については、生活介護の加算率を適用する。

* 障害者支援施設が行う日中活動系サービスについては、施設入所支援の加算率を適用する。

* 計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については加算算定の対象外。

職場環境等要件

(別添2)

資質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する啓発吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む。）
職場環境・処遇の改善 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度の構築 ・研修の受講と人事考課との連動 ・小規模事業者との共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度の構築 ・キャリアパス要件に該当する事項（キャリアパス要件を満たしていない障害福祉サービス等事業者に限る。） ・その他
ICT活用 <ul style="list-style-type: none"> ・新規事業者によるICT活用（支援内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む。）による福祉・介護職員の業務負担の軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る業務負担の軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化 ・福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入 ・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備 ・その他
その他 <ul style="list-style-type: none"> ・中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等） ・障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮 ・非正規職員から正規職員への転換 ・職員の増員による業務負担の軽減 ・その他

特別な事情に係る届出書（平成〇〇年度）

事業所等情報

事業所番号	[]
-------	-----

事業者・開設者 名称	フリガナ	提供する サービス
事業所等の名称 名称	フリガナ	

1. 事業の縮減を図るために、福祉・介護職員の賃金水準を引き下げる必要がある状況について

当該事業所を含む当該法人の収支（障害福祉サービス等事業に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少などにより経営が悪化し、一定期間にわたり収支が赤字である、資金繰りに支障が生じるなどの状況について記載

※ 当該状況を把握できる書類を提出し、代替することも可。

2. 賃金水準の引下げの内容

[]

3. 経営及び賃金水準の改善の見込み

[]

※ 経営及び賃金水準の改善に係る計画等を提出し、代替することも可。

4. 賃金水準を引き下げるについて、適切に労使の合意を得ていること等について

労使の合意の時期及び方法等について記載

[]
